

# Ⅲ 総務・企画

1. 歴代特別職	29
2. 行政機構	31
3. 職員構成	33
4. 報酬・給与	34
5. 旅費	38
6. 職員の退職・研修	39
7. 総合計画	42
8. デジタル化	45
9. 行財政改革	47
10. 市町村合併	51
11. 公共交通	55
12. 情報管理	56
13. 広報広聴	58
14. 市民相談等	61
15. 国際交流	62
16. 表彰	66
17. 開発（港湾・干拓・土地開発）	67
18. 広域行政	77
19. 市庁舎	87
20. 坂本町復興計画	90





# 1 歴代特別職

## (1) 市長(任期4年)

氏名	就任	退任	備考
坂田孝志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福島和敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中村博生	平成25年 9月 4日	平成29年 9月 3日	
中村博生	平成29年 9月 4日	令和 3年 9月 3日	
中村博生	令和 3年 9月 4日		

## (2) 副市長(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
片岡楯夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐藤克英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畑坂純夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上野美麿	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永原辰秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
田中浩二	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
福島誠治	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		

## (3) 監査委員(識見者)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
福嶋達期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡山元紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小嶋宣雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕川邦紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江崎眞通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
藤崎智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年10月31日	※
江崎眞通	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
上原治	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	令和 3年10月31日	※
江崎眞通	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		
上原治	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日		※

(注) 備考欄の※は非常勤を示す

## (4) 監査委員(議会選出)(任期4年)

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
渡辺俊雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田中安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢本善彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋本幸一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上村哲三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年 9月 3日	
福嶋安徳	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	平成30年 8月27日	
増田一喜	平成30年 9月21日	平成30年 9月22日	令和元年 9月30日	
古嶋津義	令和元年 9月30日	令和元年10月 1日	令和 3年 9月 3日	
前川祥子	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日	令和 4年 9月22日	
谷川登	令和 4年10月 5日	令和 4年10月 6日		

## (5) 教育長(任期3年) 平成27年3月までは任期4年

氏名	就任	退任	備考
増田國夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増田國夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉田浩一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広崎史子	平成24年10月 1日	平成27年 3月31日	
北岡博	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日	
北岡博	平成30年 4月 1日	令和 3年 3月31日	
北岡博	令和 3年 4月 1日		

## 特別職現職者氏名

### (6) 教育委員 (任期4年)

(教育委員会)

職名	氏名	任期
委員 (教育長職務代理者)	渡邊裕一	R 3.11. 2~R7.11. 1
委員	奥村留美子	R 1.10. 1~R5. 9.30
委員	早田 蛍	R 3.11. 2~R7.11. 1
委員	澤村 互寛	R 4.10. 6~R8.10. 5

### (7) 公平委員 (任期4年)

(公平委員会)

職名	氏名	任期
委員長	水本和人	R 2.10. 1~R6. 9.30
委員長職務代理者	桑崎雅介	R 3.11. 2~R7. 11.1
委員	山本八重子	R 1.10. 1~R5. 9.30

### (8) 固定資産評価審査委員 (任期3年)

(固定資産評価審査委員会)

職名	氏名	任期
委員長	浅田敏男	R2. 9.22~R5. 9.21
委員	末富一徳	R2. 9.22~R5. 9.21
委員	稲田新一	R2. 9.22~R5. 9.21

### (9) 農業委員・農地利用最適化推進委員 (任期3年)

(農業委員会)

職名	氏名	任期
会長	白石勝敏	R3. 8. 1~R6. 7.31
会長職務代理者	内田孝光	R3. 8. 1~R6. 7.31
会長職務代理者	本田友治	R3. 8. 1~R6. 7.31

※定数：農業委員19人、農地利用最適化推進委員29人

### (10) 選挙管理委員 (任期4年)

(選挙管理委員会)

職名	氏名	任期
委員長	高浪智之	R3.10.30~R7.10.29
委員長職務代理者	尾崎信一	R3.10.30~R7.10.29
委員	木本博明	R3.10.30~R7.10.29
委員	堀 泰彦	R3.10.30~R7.10.29
補充員	稲本俊一	R3.10.30~R7.10.29
補充員	杳島道則	R3.10.30~R7.10.29
補充員	山崎俊明	R3.10.30~R7.10.29
補充員	澤村修治	R3.10.30~R7.10.29

# 2 行政機構

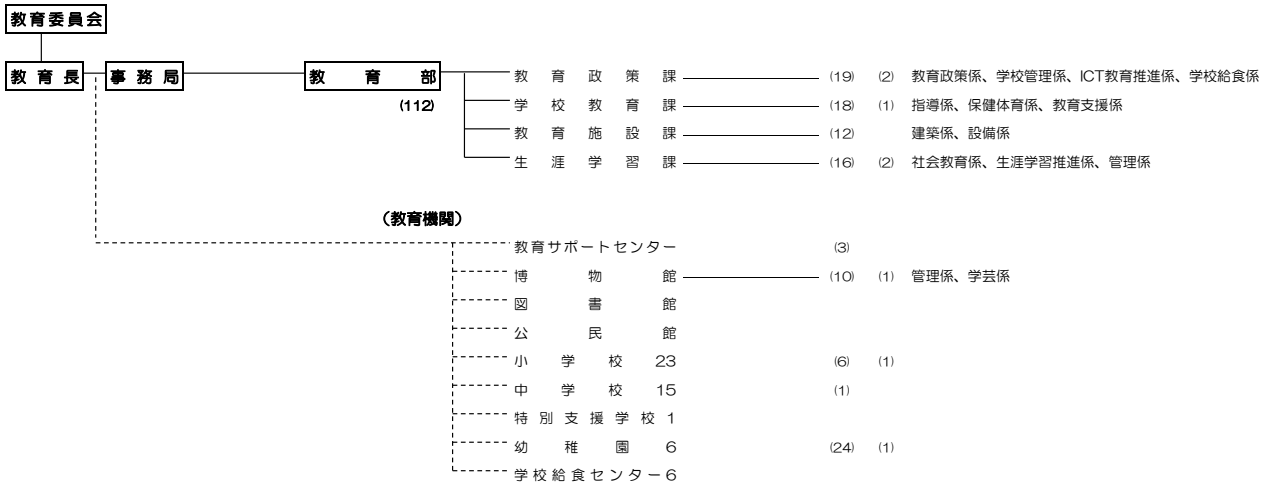
9部 70課 180係

令和5年4月1日現在

再任用  
短時間

市長	副市長	政策審議監	市長公室	秘書 広報 課	人事 課	国際 課	企画 政策 課	危機 管理 課	文書 統計 課	デジタル 推進 課	支所	財務 部	市民 環境 部	健康 福祉 部	経済文化 交流 部	農林水産 部	建設 部
		(1)	(46)	(12)	(24)	(4)	(14)	(14)	(7)	(15)	(121)	(86)	(106)	(246)	(70)	(72)	(129)
				秘書係、広報広聴係	(1) 人材育成係、人事係、給与係 政策推進係		企画係、政策係	(1) 危機管理係、防災係、消防係 (2) 文書法規係、統計係		行革・デジタル推進係、システム管理係	(21) ※[支所の組織図]参照	財政政策係 (1) 公有財産運用推進係、ファシリティマネジメント推進係 契約係 (2) 工事検査員 (1) 諸税係、市民税係 (1) 土地係、家屋係、償却資産係 (2) 納税推進係、第一納税係、第二納税係、債権対策室	(1) 市民活動政策係、第一住民自治推進係、第二住民自治推進係 交通防犯係、消費生活センター (5) 出張所10、コミュニティセンター21 市民係、マイナンバー係、戸籍係、【臨】マイナンバーカード普及促進室 (1) 人権同和政策係、啓発推進係、男女共同参画推進室 青少年室、人権啓発センター (1) 暮らし環境係、環境保全係 (3) 計画係、指導係、収集係、環境センター管理係 施設整備係、施設維持係	(1) 政策係、指導監査係 椎原診療所 生活支援係、認定給付係、障がい者虐待防止センター (2) 保険料係、介護給付係、審査認定係、事業所指導係 高齢者福祉係、介護予防係、八代地域在宅医療・介護連携支援センター 成年後見支援センター 保育係、子育て給付サービス係、こども家庭総合支援係 (5) 公立保育園9 (1) 保護給付係、第一保護係、第二保護係、第三保護係 (1) 保険料係、医療給付係、後期高齢者医療係、年金係 (2) 健康推進係、こども保健係、妊産婦保健係、成人健診係、地域保健係 子育て世代包括支援センター、【臨】新型コロナウイルスワクチン接種対策室	商工・港湾振興係、工業振興係、港湾振興係 観光振興係、ふるさと納税推進係、クルーズ振興係 イベント推進係 文化振興係、文化財係 (4) 厚生会館 (鏡文化センター) 民俗伝統芸能伝承館 管理係、スポーツプロモーション係	政策係、営農支援室 農事研修センター (2) 農産係、園芸畜産係 流通企画係、輸出促進係、マーケティング戦略係 (1) 農地管理係、農地整備係 水産係、森林環境整備係 (1) 第一地籍調査係、第二地籍調査係、地籍管理係	(2) 都市計画係、開発農観係 (1) 管理係、道路維持係、道路建設係、河川港湾係 (1) 市営住宅係、空家対策係 建築係、設備係 指導係、審査係 (1) 街路係、公園緑地係、区画整理係 (1) 経営係、業務係、水酸化促進係 計画係、建設係 水処理センター 用地係 復興整備係、まちづくり推進係

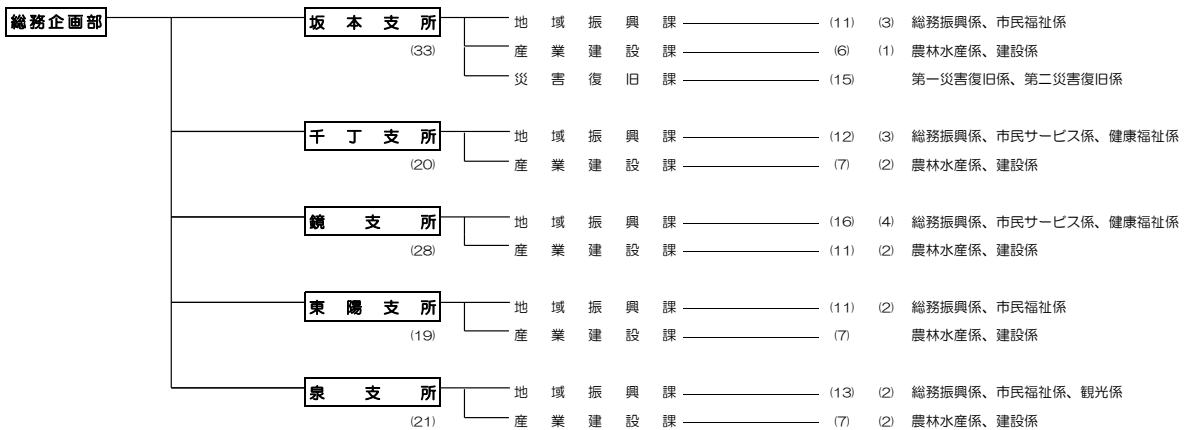
会計管理者	会 計 課	(7)	会計係
	水 道 局	(16)	(1) 業務係、工務係、施設管理係



議 会	議 会 事 務 局	(10)	総務係、議事調査係
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	(6)	選挙係
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局	(5)	監査係
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局	(7)	(1) 農地係
公 平 委 員 会	選挙管理委員会事務局 職 員 併 任		
固定資産評価 審査委員会	職 員 併 任		

※

**支所の組織図**



令和5年4月1日現在 (1094) 名 (75)

【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本1051番地2	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田1502番地1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田453番地1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南1105番地1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫3131番地	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太田郷 出張所	八代市井上町601番地1	0965-32-4995
八千把 出張所	八代市上野町1193番地1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町505番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市揚町800番地2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町61番地2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町383番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町730番地1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町1952番地	0965-39-0001
日奈久 出張所	八代市日奈久塩南町甲13番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町2432番地1	0965-38-9222

### 3 職 員 構 成

(1) 職員定数

改正議決 施行年月日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1	R4. 3. 18 R4. 4. 1
総 計	1, 329	1, 329	1, 329	1, 329
市長事務部局	1, 096	1, 081	1, 077	1, 076
議会事務局	10	10	10	11
選管委事務局	7	7	7	7
農業委事務局	8	8	8	8
監査委事務局	7	7	7	7
教育委員会	184	199	199	199
公平委事務局	1	1	1	1
水道企業	16	16	20	20

## 4 報酬・給与

(1) 主要特別職報酬給料額推移 (月額)

単位：(円)

単位：(円)

職名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21	H30. 3. 23	R3. 3. 19
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 4. 1
議長		497,000	493,000	506,000	490,000
副議長		451,000	448,000	460,000	446,000
議員		423,000	420,000	431,000	418,000
市長		920,000	914,000	925,000	897,000
副市長		736,000	731,000	744,000	721,000
監査委員(識見常勤)		497,000	493,000	506,000	490,000
監査委員(識見非常勤)		105,000	105,000	105,000	105,000
監査委員(議会選出)		27,600	27,600	27,600	27,600
教育委員会委員		60,700	60,700	60,700	60,700
教育長		644,000	639,000	674,000	653,000
選挙管理委員会委員長		30,100	30,100	30,100	30,100
委員		26,900	26,900	26,900	26,900
補充員 (日額)		6,200	6,200	6,200	6,200
公平委員会委員長		18,900	18,900	18,900	18,900
委員		17,900	17,900	17,900	17,900
農業委員会会長		46,000	46,000	40,000	40,000
職務代理		39,500	39,500	33,500	33,500
委員		36,800	36,800	30,800	30,800
農地利用最適化 推進委員		36,800	36,800	30,800	30,800
固定資産評価審査 委員会委員 (日額)		8,400	8,400	8,400	8,400
適用		H18. 4. 1～H21. 3. 31 までの特例 ・市長855,000円 ・副市長684,000円 ・監査委員(識見常 勤)462,000円 ・教育長598,000円			



(2) 級別職員給料 (月額)

(令和5年4月1日現在)

区分	職務の級	職員数 (人)	給 料 (円)			摘 要
			最 高	最 低	平 均	
行 政 職	7級	28	440,600	424,900	430,636	政策審議監、部(公室)長、議会事務局長、総括審議員、部(公室)次長、支所長、会計管理者、首席審議員、総括工事検査員、理事
	6級	65	407,800	400,100	402,470	部(公室)次長、支所長、危機管理監、理事、課長、議会事務局次長、事務局長、副館長、所長(課長級)、審議員
	5級	204	393,000	355,200	383,946	課長、議会事務局次長、審議員、課長補佐、地域事務所長、主幹、上席参事
	4級	308	381,000	324,300	358,736	主幹、係長、主査、参事
	3級	142	340,000	246,000	295,149	係長、主査、主任
	2級	194	304,200	203,900	237,391	主事、技師
	1級	133	239,300	154,600	191,447	主事、技師
技 能 労 務 職	5級	10	353,800	326,000	340,570	主任技師
	4級					主任技師
	3級					主任技師、技師
	2級					技師
	1級					技師
合 計	1,084			316,177		

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職を除く。(級号給分布表より)

(注2) 特定任期付職員は除く。

(3) 初 任 給 (令和5年4月1日現在)

新制高校卒業	1級 5号給 (154,600円)
短期大学卒業	1級15号給 (167,100円)
新制大学卒業	1級25号給 (185,200円)

(4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H26	97.5	H29	98.1	R2	97.5
H27	97.5	H30	97.6	R3	96.8
H28	98.5	H31	97.4	R4	96.6

(5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部（公室）長、技監、議会事務局長	月額 70,900円
総括審議員	月額 67,900円
部（公室）次長、危機管理監、支所長、会計管理者	月額 60,200円
首席審議員	月額 57,200円
政策調整審議員、理事、総括工事検査員、課長(ただし、給料の調整に関する規則(平成17年八代市規則第40号)の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。)、市長公室審議員、総務企画審議員、財務審議員、市民環境審議員、健康福祉審議員、経済文化交流審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局次長	月額 47,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準(一般職)
6月	期末手当	1.65カ月分	1.65カ月分	1.00カ月分	1.20カ月分	1.20カ月分
	勤勉手当	—	—	1.20	1.00	1.00
	計	1.65	1.65	2.20	2.20	2.20
12月	期末手当	1.65	1.65	1.00	1.20	1.20
	勤勉手当	—	—	1.20	1.00	1.00
	計	1.65	1.65	2.20	2.20	2.20
合計	期末手当	3.30	3.30	2.00	2.40	2.40
	勤勉手当	—	—	2.40	2.00	2.00
	計	3.30	3.30	4.40	4.40	4.40

(注) 令和5年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日	250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日	300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日	250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日	200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回	1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回	2,000円
感染症防疫作業手当	感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日	400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日	350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日	100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件	400円
	衛生処理センターに勤務する職員が破砕機、し渣除去装置等の清掃作業又はし渣の運搬作業に直接従事したとき。	1日	500円
	衛生処理センターに勤務する職員	1日	100円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日	800円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日	300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日	250円
訪問指導手当	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導（市長が困難であると認めるものに限る。）に直接従事したとき。	1日	200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日	470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。		
	（ア）巡回監視に直接従事したとき。	1日	480円
	（イ）応急作業に直接従事したとき。	1日	730円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月	65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円

## 5 旅 費

### (1) 会議等出席費用弁償（議員のみ）

#### ① 支給範囲

ア 議会の会議に出席したとき

イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき

ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

#### ② 支給額

ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円

イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円

ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円

エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

### (2) 旅費

職 名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	
	円	円	円	円	
市 議 会 議 員	37	3,000	14,800	3,000	
市 長	37	3,000	14,800	3,000	
副 市 長 ・ 監 査 委 員	37	2,700	13,100	2,700	
教 育 長 ・ 教 育 委 員	37	2,700	13,100	2,700	
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)	37	2,700	13,100	2,700	
一 般 職	6～7級の職務者	37	2,500	11,800	2,500
	5級以下の職務者	37	2,200	10,900	2,200

①鉄道賃

- ア 運賃の等級を2階級に区分する場合は、上級の運賃
- イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
- ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道100km以上は特別急行料金、片道50km以上は普通急行料金を支給
- エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50km以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100km以上のものに該当する場合に限り支給

②船賃

- ア 運賃の等級を3階級に区分する場合、地方自治法第207条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
- イ 運賃の等級を2階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
- ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
- エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
- オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃

③航空賃

航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給

④日当

熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の2分の1に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない

⑤宿泊料

旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する

⑥食卓料

水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する

⑦外国旅行

外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）

⑧市内出張旅費

- ア 在勤地から目的地までの距離が8km以上の市内出張の場合は、1km当り37円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
- イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
- ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の2分の1に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

## 6 職員の退職・研修

### (1) 職員の退職制度

#### 早期退職希望者募集制度

目的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
対象者	退職すべき期日において45歳の年齢から60歳に達する日以前の者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1) 会計年度任用職員 (2) 臨時的任用職員又は任期を定めて任用されている職員 (3) 懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募集人員	10名
募集期間	当該年度の12月28日まで
退職すべき日	年度末までの間で市長が定める日
優遇措置	①退職時年齢が45歳以上59歳6か月未満で、かつ勤続年数が20年以上25年未満の職員には、退職手当は条例第5条を適用する。 ②退職時年齢が45歳以上59歳6か月未満で、かつ勤続年数が25年以上の職員には、退職手当は条例第6条を適用する。（別記1参照）



(2) 職員研修制度

実 施 2022 年度

目 的 職務を遂行する上で必要な知識・技能を体系的かつ効率的に習得することで、職員が持つ能力を最大限に引き出し、組織力の向上につなげることを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階 層 別	新規採用職員研修	新規採用職員
	中級1部研修	採用後5年目の職員
	新任主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
	新任課長研修	課長職昇任者
派 遣	市町村職員中央研修所派遣研修	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
	熊本県市町村職員研修協議会派遣研修	希望する職員
特 別	人事評価（制度概要・目標設定編）研修	全ての職員
	人事評価（評価力強化）研修	全ての人事評価者
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	スタッフ職員
	ハラスメント防止研修	管理職員
	庶務事務研修	希望する職員
	メンタルヘルス研修（ラインケア）	管理監督職員
	メンター研修	メンター制度におけるメンター
	主査・係長のためのマネジメント研修	希望する職員
	公金等取扱事務研修	希望する職員
	政策立案研修	各部から選出
	キャリアデザイン研修	希望する職員
	接遇研修	希望する職員・新規採用職員
	再任用職員研修	再任用職員
	公務員倫理研修	希望する職員・新規採用職員
	問題解決力向上研修	希望する職員
	ロジカルシンキング研修	希望する職員
	タイムマネジメント研修	希望する職員
	管理職員研修	管理職員
	コミュニケーションスキル向上研修	希望する職員・新規採用職員
	レジリエンス研修	希望する職員・新規採用職員
自己 啓発	通信教育・IT研修・eラーニング 資格取得・DX人材育成研修	希望する職員

## 7 総合計画

### (1) 新市建設計画（計画期間 平成 17 年度～令和 7 年度）

計画の主旨	新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第 3 条第 1 項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。		
新市づくりの理念	「“創生” 輝く新都八代」 —豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ—		
市の将来像	恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち 人と地域が主役のまち		
将来目標人口	13 万人		
施策の大綱	・「実りのくに」づくり	・「抛りのくに」づくり	・「誇りのくに」づくり
	・「躍りのくに」づくり		

### (2) 第 2 次八代市総合計画（計画期間 平成 30 年度～令和 7 年度）

#### ①基本構想（要旨）

目 的	第 2 次八代市総合計画は、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。
構成と期間	この計画は、基本構想、基本計画で構成する。
基本構想	・ ・ ・ まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。 平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 カ年の計画。
基本計画	・ ・ ・ 基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。 令和 4 年度から令和 7 年度を第 2 期の計画期間とする。（第 1 期：平成 30 年度から令和 3 年度）
市の将来像	しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”
目標年次	令和 7 年度
目標人口	12 万人
基本目標及び施策の大綱	誰もがいきいきと暮らすまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権が尊重されるまちづくり</li> <li>・ 安心して子どもを産み育てられるまちづくり</li> <li>・ 支え合い健やかに暮らせるまちづくり</li> </ul> 郷土を担い学びあう人を育むまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり</li> <li>・ 誰もが学べる生涯学習のまちづくり</li> <li>・ スポーツに親しむまちづくり</li> <li>・ 郷土の文化・伝統に親しむまちづくり</li> </ul> 安全・安心・快適に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強く安全・安心なまちづくり</li> <li>・ 快適に暮らせるまちづくり</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支えるまちづくり</li> <li>・公共交通の充実したまちづくり</li> </ul>
	地域資源を活かし発展するまち
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力ある産業と雇用を創出し魅力に満ちたまちづくり</li> <li>・交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくり</li> </ul>
	人と自然が調和するまち
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境を支えるひとづくり</li> <li>・自然と共生するまちづくり</li> <li>・環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり</li> </ul>
計画推進の方策	改革の柱1 効率的な行政運営
第三次八代市行政改革大綱	改革の柱2 健全な財政運営
	改革の柱3 情報化の推進
	改革の柱4 市民参画の推進
	改革の柱5 住民自治の推進

(3) 第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間 令和3年度～令和6年度）

計画の主旨	本総合戦略は、本市が直面している人口減少及び少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり発展し、活力あふれるまちを実現するため、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次八代市総合計画等を踏まえ、八代の未来を切り拓いていくための根幹となる施策の方向性を共有するために策定する。
目指すべき将来 基本的な考え方	<p>Society5.0において人と企業に選ばれるまち“やっしろ”の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆AI、ICT、ロボット、ビッグデータ等を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を、誰一人として取り残さない、人に優しい形で推進します。</li> <li>◆令和2年7月豪雨からの復興、新型コロナウイルスによる社会の変容を踏まえた地方創生を目指します。</li> <li>◆SDGsの理念に沿った地方創生の取組を進め、持続可能な“やっしろ”の実現を目指します。</li> </ul>
総合戦略の体系	<p><u>基本戦略Ⅰ 住みたいまち</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に強く安心して暮らせるまちづくり</li> <li>2. 全ての人々が利便性を享受できるデジタル化の推進</li> <li>3. 地域資源を活かした多様な交流の実現</li> </ol> <p><u>基本戦略Ⅱ 働きたいまち</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 挑戦する人と企業を応援するまちづくり</li> <li>2. 稼げる農林水産業の推進</li> <li>3. 南九州のゲートウェイ「八代港」の利用促進</li> </ol> <p><u>基本戦略Ⅲ 育てたいまち</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次代を担う子供の育成</li> <li>2. 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり</li> <li>3. 仕事と家庭を両立しながら楽しく子育てできるまちづくり</li> </ol>

地方創生推進交付金

事業期間	事業名
H28～R2	海外クルーズ船寄港を活かした観光・物産プロジェクト
H28～R2	八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業
R1～R2	八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業
R3～R5	ウェルネスフードを核とした商流拠点づくりプロジェクト
R3～R5	D Xによる八代圏域ツナガル推進事業
R4～R6	スマート農業技術の導入を軸とした担い手不足の解消と農業所得の向上
R4～R6	デジタル医療MaaS推進事業
R4～R6	アフターコロナを見据えたアウトドアツーリズム振興による関係人口の創出

デジタル田園都市国家構想推進交付金

事業期間	事業名
R4	地域商社による地域の魅力発信事業
R4	サテライトオフィス等整備事業
R4	被災地等におけるインフラ復旧情報のデジタルマップ化

## 8 デジタル化

### (1) 八代市デジタル化推進基本計画

策 定 令和 4 年 2 月

基本理念 ICT 等の先端技術を活用し、地域課題の解決とサービスの効率化・高度化を図り、「安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”」を目指します。

取組の方向性 ◆方向性 1 地域課題の解決  
◆方向性 2 行政サービスの変革  
◆方向性 3 協働と連携によるデジタル社会の実現

スローガン デジタルでつながる未来都市～Move Forward！八代～

計画期間 令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間

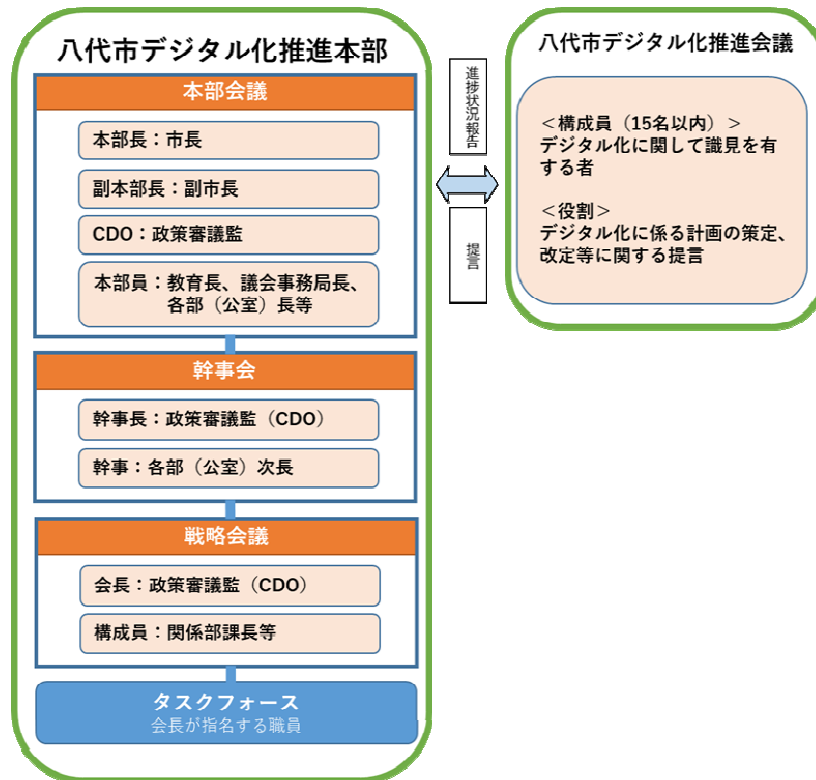
重点取組 ①大規模災害時等における情報収集・提供体制の再構築及び避難所運営の効率化（防災）  
②スマートフォンやマイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡大、公共施設オンライン予約等、デジタル市役所の推進（市民サービス）  
③デジタル技術を活用した医療サービスの提供（医療・保健・福祉）  
④稼げる農業の構築及び担い手確保に向けたスマート農業推進プロジェクトの実施（農業）

個別施策 「防災分野」「市民サービス分野」「医療・保健・福祉分野」「農林水産分野」「商工分野」「観光分野」「教育分野」「交通分野」「行政分野」

主な取組 <令和 4 年度>

デジタル医療 MaaS 実証、スマート農業推進プロジェクト実施、行政手続きのオンライン申請拡充（69 種類）、公共施設オンライン予約管理システム拡充（81 施設）、出張スマホ教室（全 21 校区 33 回）、やつしろ道路情報マップ（Yd マップ）、市立図書館資料への IC タグ導入（貸出・返却非対面化）、マイナンバーカードのオンライン申請専用タブレット導入

### 推進体制



(2) DX人材育成研修

目的 ICTの進化と普及により、誰もがテクノロジーを活用することが可能となるデジタル化社会に対応し、本市のDXを進めていく上で必要なリテラシーの向上、及び知識・技能の習得。

内容 第1期 実施期間：令和2年10月10日～11月29日  
参加者：八代市職員16名、トヨタ自動車九州(株)17名  
第2期 実施期間：令和3年1月23日～3月21日  
参加者：八代市職員15名、トヨタ自動車九州(株)30名  
第3期 実施期間：令和3年9月27日～11月27日  
参加者：八代市12名、氷川町2名、芦北町2名、トヨタ自動車九州(株)16名、他7名  
第4期 実施期間：令和4年2月10日～3月19日  
参加者：八代市4名、トヨタ自動車九州(株)14名、トヨタ自動車(株)2名、他3名  
第5期 実施期間：令和4年6月20日～7月30日  
参加者：八代市10名、氷川町2名、芦北町2名、トヨタ自動車九州(株)7名、他8名  
第6期 実施期間：令和4年10月17日～11月26日  
参加者：八代市10名、氷川町2名、芦北町3名、トヨタ自動車九州(株)4名、他5名

(3) 地域情報化推進事業

①光ブロードバンド整備

目的 市民が情報化社会の恩恵を等しく享受できるよう地域間格差を解消するため、未整備地区における光ブロードバンドの整備を推進する。

整備期間 令和元年度から令和4年度までの4年間

運用開始 令和元年度 龍峯地区

令和2年度 日奈久・二見・鏡沿岸部地区

令和3年度 東陽・泉地区

令和4年度 坂本地区

事業費

○光ブロードバンド整備に要する経費

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
総事業費	172,400 千円	517,900 千円	584,700 千円	526,100 千円	1,801,100 千円
事業者負担分	142,400 千円	287,900 千円	207,700 千円	218,100 千円	856,100 千円
<b>市補助額</b>	<b>30,000 千円</b>	<b>230,000 千円</b>	<b>377,000 千円</b>	<b>308,000 千円</b>	<b>945,000 千円</b>

②公共施設 Wi-Fi 整備

目的 だれもがデジタル化の恩恵を受けられるよう情報インフラとして公共施設のWi-Fi整備を推進する。

整備期間 令和4年度から令和7年度までの4年間

整備状況

年度	施設	工事費	備考
R4	コミュニティセンター 10か所	10,142 千円	代陽・太田郷・麦島・松高・八千把・ 昭和・宮地・日奈久・東陽・泉

## 9 行財政改革

### (1) 八代市の行財政改革

#### ①八代市行財政改革推進本部

設置	平成17年10月7日
目的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要事項に関すること。
組織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部（公室）長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹事会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。

#### ②八代市行財政改革推進委員会

設置	平成17年12月26日（第3期：平成29年7月3日）
目的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組織	委員は10人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (2) 行財政改革の取組

#### ①第二次八代市行財政改革

基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続しながら、 今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」 に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186項目 ・行政運営力の向上 ー行財政運営の改革ー ・組織力の向上 ー組織人財の改革ー ・地域力の向上 ー市民協働の推進ー
計画期間	平成23年4月から平成30年3月まで
目標果額	約49億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて

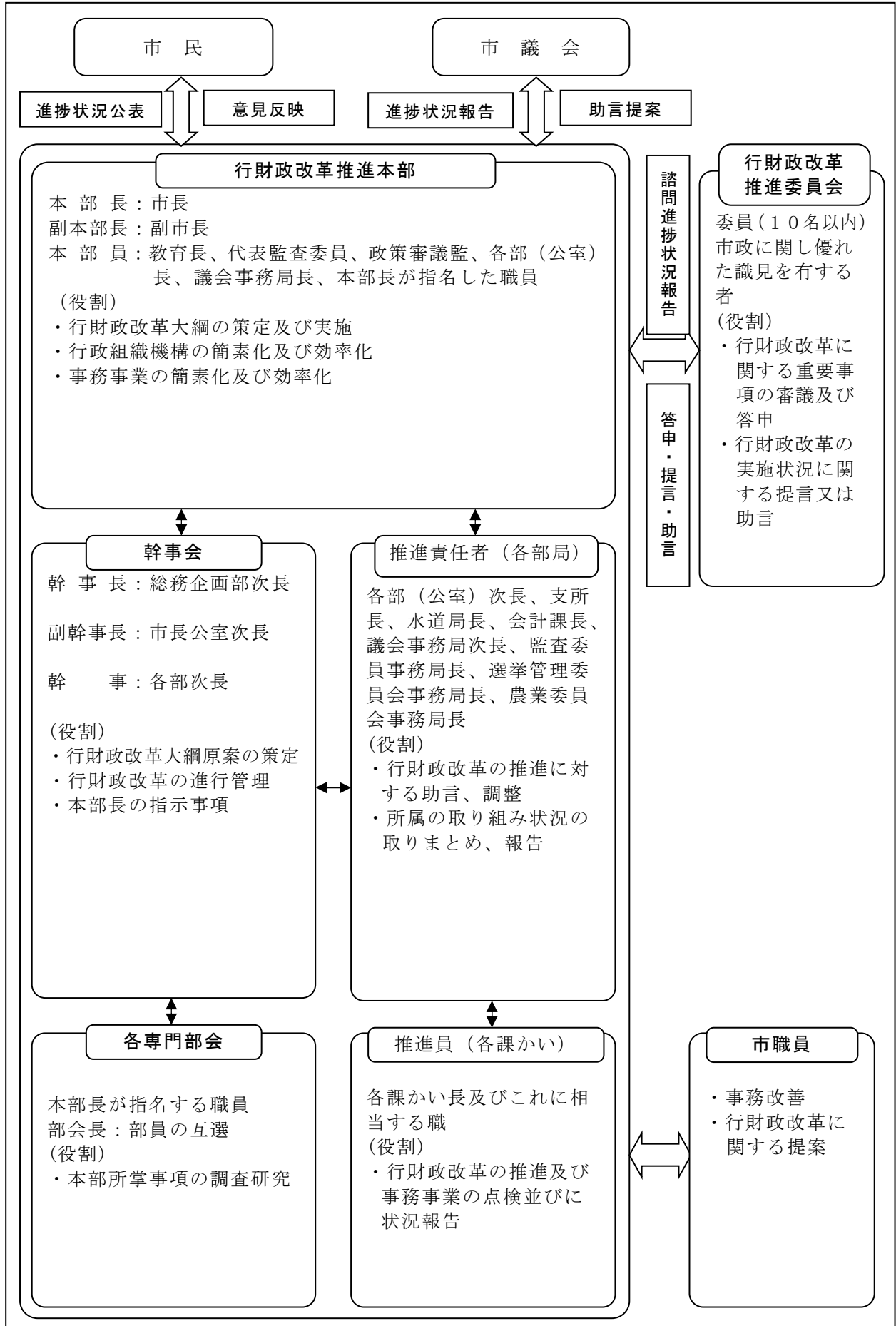
#### ◆取組結果

効果額約54億円（※歳入増加・歳出削減合わせて）で目標額を上回る成果を上げた。  
また、全186項目の取組項目のうち148項目（全体の約80%）が目標を達成し、残る38項目（約20%）は、未達成であった。

#### ②第三次八代市行財政改革

基本方針	「市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して」 総合計画を下支えする取組みであり、計画推進の方策として位置づけている。これまでの「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で押し進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して推進する。
改革を目指すもの	効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進
取組事項	第1期実施計画:149項目、第2期実施計画:44項目
計画期間	平成30年4月から令和8年3月まで
目標額	第1期実施計画：約19億円、第2期実施計画：約90億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて

# 八代市行財政改革推進体制



### (3) 本市の特徴的な取組

#### ○民営化等推進事業

- 経緯
- ・第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。平成29年度に「八代市アウトソーシング推進に関する基本方針」を策定し、第三次行財政改革実施計画において、アウトソーシングに関する取組項目を掲げる。
  - ・関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。
  - ・受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。
- 理念
- 民間でできるものは民間に委ねる改革の実施
- 目的
- 民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。
- 内容
- 民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの。

#### ◆民営化事例

- ・養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員 50 人） 平成 26 年 4 月 1 日民営化
- ・北新地保育園（入所定員 60 人） 平成 27 年 4 月 1 日民営化
- ・白島ぎんが保育園（入所定員 45 人） 令和 2 年 4 月 1 日民営化
- ・河俣保育園（入所定員 20 人） 令和 5 年 4 月 1 日民営化

#### ○目標管理制度

- 目的
- 市の総合計画、市長の政策公約その他の方針等に基づく組織の目標を明確にし、組織の目指す方向及び役割を共有することにより、組織の活性化及び組織力の向上を図り、もって市政運営の計画的かつ柔軟な推進に資することを目的とする。
- 施行年月日
- 平成 27 年 4 月 1 日
- 対象組織
- 部に相当する組織及び課かい
- 対象期間
- 毎年度における 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間
- 手法（事務の流れ）
- ①各部における組織目標（重点施策）の設定（4 月）
  - ↓
  - ②各課における組織目標（重点事業）の設定（4 月）
  - ↓
  - ③目標達成状況の確認（3 月）
  - ↓
  - ④翌年度の目標設定に活用・反映

#### ○行政評価

- 行政評価の目的
- 市行政内部及び市民の視点で、市の施策・事務事業について評価・見直しを行うことで、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。

評価の対象  
評価の方法

施策及び事務事業とする。

ア 施策

- ・内部評価 各部（公室）において、部（公室）長が行政評価の責任者となり、所管する施策について施策評価シートに基づき、自ら評価を行う。
- ・外部評価 施策について実施する市民意識調査で評価を行う。
- ・最終評価 八代市行財政改革推進本部が、外部評価の結果を受けて施策の所管部（公室）が整理した取組方針の内容を踏まえて最終的な評価及び取組方針の決定を行う。

イ 事務事業

各課において、課長が行政評価の責任者となり、所管する事務事業について事務事業票に基づき、所管部（公室）長等との協議を経て、自ら評価を行う。

評価の区分

ア 施策

- ・進んでいる
- ・現状維持
- ・進んでいない

イ 事務事業

- ・不要、廃止、完了等
- ・民間による実施
- ・市による実施
  - 規模縮小
  - 現行どおり
  - 規模拡充

評価結果の公表  
評価結果の活用

評価結果は、市ホームページ等で公表する。  
評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用する。

#### （４）広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。

○実績

- ・市ホームページバナー広告
- ・公用封筒への広告記載
- ・市民課等窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料
- ・広告入り庁舎等案内図
- ・広告入り印刷物発行「八代市暮らしの便利帳」
- ・八代市総合体育館へネーミングライツ導入「八代トヨオカ地建アリーナ」（令和元年４月１日～令和６年３月３１日）
- ・やつしろハーモニーホールへネーミングライツ導入「桜十字ホールやつしろ」（令和２年４月１日～令和７年３月３１日）



## (5) 入札監視委員会

- 導入概要** 入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では、平成17年8月1日入札監視委員会設置要綱を定め、毎年度4回の定例会議を開催している。
- 組織構成** 学識経験者等による第三者で構成。
- 目的** ①委員数 5名（技術分野2名・法律分野1名・経済分野1名・その他1名）  
②委員の任期 2年  
③委員会の回数 定例会議：毎年度4回 臨時会議：必要に応じて  
入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。
- 役割** ①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。  
そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。  
②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。

令和4年度

入札契約方式別件数

入札契約方式	件数
総件数 (1)+(2)+(3)	355
(1) 一般競争入札	48
(2) 指名競争入札 (①～⑨)	268
①1億5000万円以上	0
②1億円以上1億5000万円未満	0
③5000万円以上1億円未満	0
④3000万円以上5000万円未満	1
⑤1000万円以上3000万円未満	100
⑥500万円以上1000万円未満	68
⑦300万円以上500万円未満	60
⑧130万円以上300万円未満	39
⑨130万円未満	0
(3) 随意契約	39

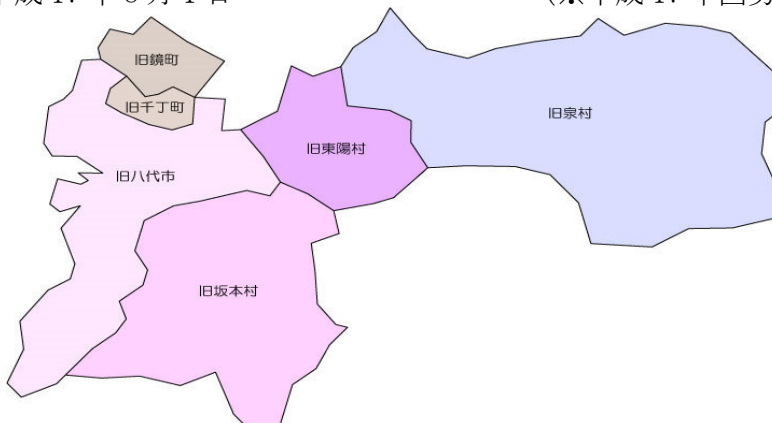
## 10 市町村合併

### (1) 八代地域の市町村合併の概要

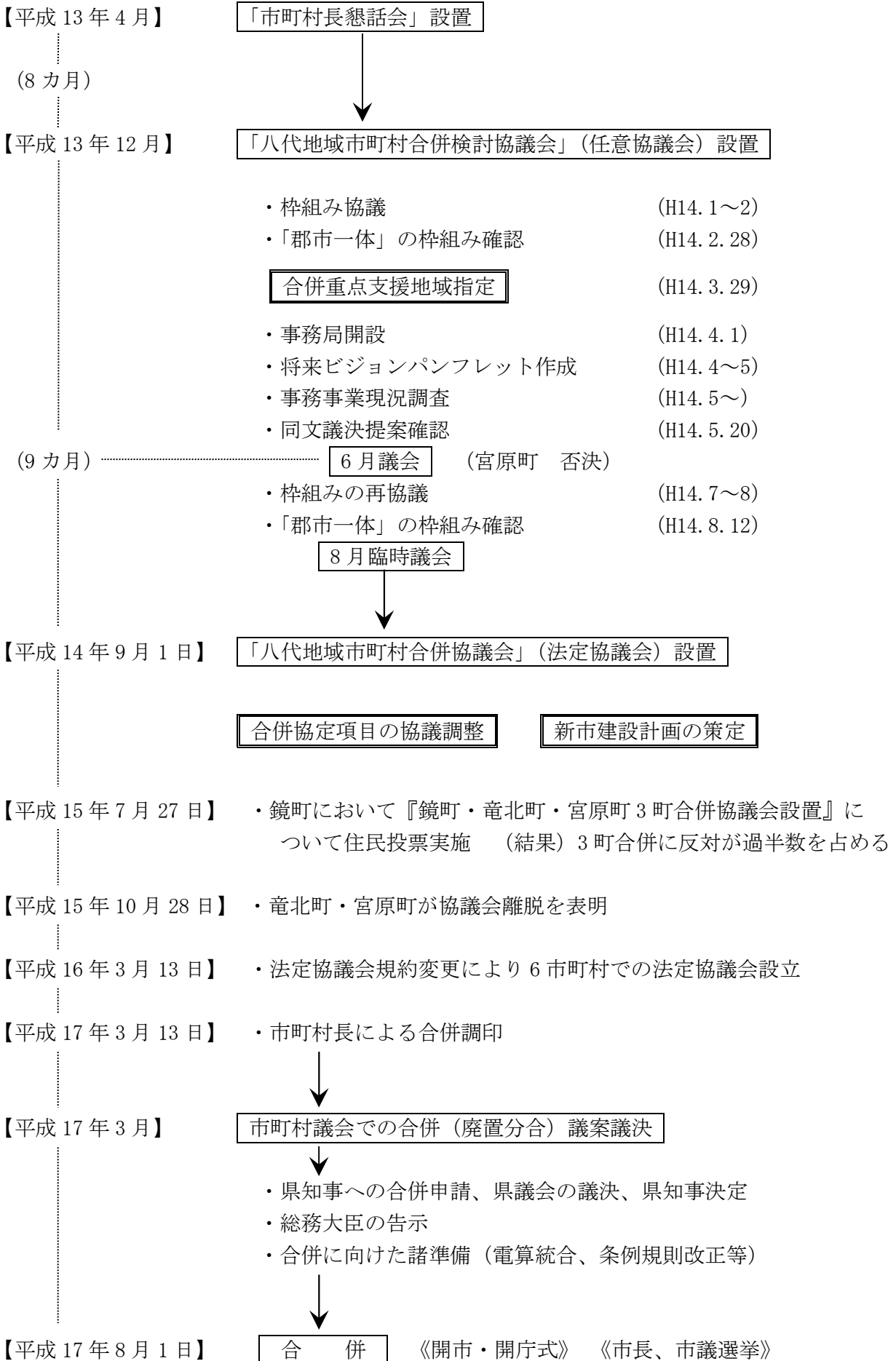
- 八代地域市町村合併協議会
  - ・平成14年9月1日 法定協議会設置
  - ・平成17年7月31日 法定協議会解散
- 合併後の総人口 136,886人
- 合併後の総面積 680.24km<sup>2</sup>
- 合併方式 新設合併
- 新市の名称 八代市
- 合併日 平成17年8月1日
- 合併地域図

旧市町村名	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
八代市	103,976	146.85
坂本村	5,208	162.82
千丁町	6,896	11.18
鏡町	15,681	28.24
東陽村	2,659	64.56
泉村	2,466	266.59

(※平成17年国勢調査による)



(2) 八代地域市町村合併までの経緯



### (3) 地域審議会

設置目的 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置。

設置期間 平成17年8月1日～平成28年3月31日

- 事務分掌
- 市長の諮問に応じて審議・答申する事項
    - ・新市建設計画の変更に関する事項
    - ・新市建設計画の進捗状況に関する事項
    - ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
    - ・地域振興のための基金の活用に関する事項
    - ・その他、市長が必要と認める事項
  - 地域審議会から市長に意見を述べる事項
    - ・新市建設計画の執行状況に関する事項
    - ・住民自治に関する事項
    - ・情報提供に関する事項
    - ・その他、審議会が必要と認める事項

組 織 委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担当課等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画振興部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所地域振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	11(1)人	千丁支所地域振興課
鏡 地域審議会	旧 鏡 町	12(2)人	鏡支所地域振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所地域振興課
泉 地域審議会	旧 泉 村	10(0)人	泉支所地域振興課

※表中の委員数は、第6期(平成27年度)を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

- 答 申
- 住民自治によるまちづくりの推進について(平成19年1月26日答申)
  - 八代市総合計画基本構想について(平成19年3月19日答申)
  - 新庁舎建設候補地の優先順位について(平成26年11月26日答申)
  - 新市建設計画の変更について(平成26年11月26日答申)

### (4) 八代市地域づくり会議

設置目的 合併協議により設置された地域審議会が、平成28年3月31日で設置期間満了となったことから、市民の意見をきめ細やかに市政に反映させ、市域全体の一体性を基本とする個性豊かな地域づくりの推進に資するため設置

設置期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

- 所掌事務
- 地域づくりの推進のため市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言
  - 市長に意見を述べる事項
    - ・市町村合併の検証に関する事項
    - ・地域に係る施策及び課題に関する事項
    - ・その他地域づくり会議が必要と認める事項

組 織	委員は、30 人以内とし、市内に住所を有する者で、地域・年齢・性別等に偏りがないよう配慮
委員任期	市長が委嘱した日から翌年度の 3 月 31 日まで

## (5) 地域振興施設

### ①振興センターいずみ（八代市泉町柿迫 3188-2）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事業費	606,194 千円
整備年度	平成 7～8 年度
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積	1,410 m <sup>2</sup>
建築面積	563.77 m <sup>2</sup>
主な施設	1 階 管理事務所、消費者モニター室、横田診療所、八代市立泉歯科診療所、倉庫 2 階 農林研修室、特産品研究室、木工品試作室、パッケージデザイン研究室 図書閲覧室、八代市つどいの広場、八代市商工会泉支所 3 階 研修ホール

### ②振興センター五家荘（八代市泉町椎原 148、旧泉第七小学校）

整備年度	昭和 54 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	1,781 m <sup>2</sup>
建築面積	718 m <sup>2</sup>
主な施設	1 階 事務所、会議室、健康増進室、調理室、コミュニティホール 2 階 レクリエーションホール

# 1 1 公共交通

## (1) 八代市乗合タクシー運行事業

目 的 市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。

施行年月日 平成22年10月1日～ 坂本地区、東陽地域、泉地域で運行開始

事業内容

### ○坂本地区

『百済来・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路4便、復路5便

『百済来・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『渋利・坂本線』予約運行 火・木 各1往復運行

『中津道・坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 月・水曜日

各1往復運行 金曜日のみ 往路1便、復路2便

『鮎婦・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便

『鮎婦・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『鮎婦・坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日

各1往復運行

『深水・坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日

各1往復運行

『深水・八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火・木曜日 各1往復運行

### ○東陽、泉地域

『河俣・種山線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便

『河俣・種山線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『河俣・種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日

各1往復運行

『小浦・種山線』予約運行 火・金曜日 各1往復運行

『落合・種山線』予約運行 毎日 各3往復運行

『岩奥・落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

『古園・落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

### ○その他の地域

『平和町線（右廻り・左廻り）』定期運行 毎日 各4便

『東町線』予約運行 毎日 4往復運行

『産島線』予約運行 毎日 往路6便、復路5便

『日奈久・坂本線』予約運行 毎日 5往復運行

『高田線』予約運行 月～金曜日 各2往復運行

『鏡町線』予約運行 月～土曜日 各2往復運行

『文政線』定期運航 毎日 平日 往路2便、復路3便 土日祝 各3便運行

## 1 2 情報管理

### (1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開内容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費用負担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

#### 公開実績（令和4年度） (件)

実施機関	全部公開	部分公開	非公開	取下げ
市長公室	0	1	0	0
総務企画部	5	5	0	0
財務部	2	7	1	0
市民環境部	5	8	1	1
健康福祉部	1	2	0	0
経済文化交流部	1	3	0	0
農林水産部	1	1	0	0
建設部	15	17	3	1
教育委員会	0	6	0	1
水道局	1	2	0	0
農業委員会	0	0	0	0
合計	31	52	5	3

### (2) 個人情報の保護に関する法律・八代市個人情報の保護に関する法律施行条例

施行年月日	令和 5 年 4 月 1 日 ※法の適用日 同日
目 的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実施機関等	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、久連子財産区及び椎原財産区

#### 【実施機関が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①保有の制限等 実施機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- ②利用及び提供の制限 実施機関等は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- ③安全管理措置 実施機関等は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- ④事務の登録 実施機関等は、個人情報を取り扱う事務を開始し、又は変更しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

**【開示、訂正及び利用停止】**

- ①開示請求 実施機関等が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。  
原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③利用停止請求 個人情報「保有の制限等」や「利用及び提供の制限」に反して取り扱われているときは、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

これらの請求のできる者

- 費用負担 ①閲覧手数料は無料  
②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

**開示実績（令和4年度）**

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	—	0
	部分開示	市民環境部	11
		健康福祉部	4
不開示	健康福祉部	1	

## 1 3 広 報 広 聴

### (1) 広報やつしろ

創 刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲 載 事 項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適当と認めた事項
サ イ ズ 及 び ペ ー ジ 数	A4 版 28 ページ
発 行 回 数	月 1 回 年間 12 回
発 行 部 数	1 回につき 49,800 部
配 布 先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など (無料)
配 布 方 法	市政協力員

### (2) 市長への手紙

事 業 目 的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事 業 期 間	平成 14 年 6 月 1 日～
事 業 概 要	専用の提言用紙と封筒 (料金差出人払い) を市の公共施設に設置し、郵便やファクスなどで提言をいただく。市長をはじめ関係部署で供覧し、必要に応じて市長が提言者へ回答する。

令和 4 年度実績	受付数 198 件、提言数 228 件
令和 3 年度実績	受付数 85 件、提言数 91 件
令和 2 年度実績	受付数 46 件、提言数 64 件
令和元年度実績	受付数 42 件、提言数 53 件
平成 30 年度実績	受付数 45 件、提言数 59 件

### (3) まちづくり出前講座

事 業 目 的	市民団体等が主催する集会等に 98 の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事 業 実 施 対 象 者	平成 15 年 9 月 1 日～ 市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実 施 日 時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間 (土・日・祝日は担当課が対応できる場合に実施)
事 業 内 容	市民団体等がメニューの中から講座を選び、申し込む。担当する課の職員が指定された日時に出向いて、講座の内容に関する事業や現状、方向性について説明を行う。
令和 4 年度実績	受付件数 74 件
令和 3 年度実績	受付件数 28 件
令和 2 年度実績	受付件数 17 件
令和元年度実績	受付件数 110 件
平成 30 年度実績	受付件数 104 件



#### (4) エフエムやつしろ

開 局 期 日	平成9年10月1日
開 設 目 的	地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会 社 名	(株)エフエムやつしろ (愛称：かっぱFM)
資 本 金	8,600万円 (うち市出資額 800万円)
職 員 構 成	職員数 (正社員) 5名 放送スタッフ 30名
出 力	20W
可 聴 エ リ ア	八代市、近隣自治体の一部等
放 送 委 託 料	4,013千円/年間
市 政 番 組 放 送	月～金曜日の午前10時～10分間 (なお、放送局が自発的に無償で午後2時50分から再放送を実施中)

#### (5) 八代市ホームページ

開 設 経 緯	八代市から市内外への地域情報発信として、インターネットに市のホームページを平成10年2月23日に開設し、合併後も継続。 平成22年3月1日リニューアル。平成28年3月1日、CMSを入れ替えて完全リニューアルし、スマートフォンにも対応した。
ア ド レ ス	<a href="https://www.city.yatsushiro.lg.jp/">https://www.city.yatsushiro.lg.jp/</a>
Eメールアドレス	info@city.yatsushiro.lg.jp
経 費	927,480円/年間
掲 載 項 目	・市長の部屋 ・移住・定住情報 ・キッズサイト ・市議会 ・観光情報 ・イベントカレンダー ・防災サイト ・まちのわだい ・文化情報発信 ・広告 など

#### (6) 市民と市長とのテーマトーク

事 業 目 的	市政に関する具体的なテーマの下に市民と市長が懇談する場を設けることにより、市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とする。
事 業 実 施	平成26年5月19日～
対 象 者	市内に居住、または通勤・通学している人により構成された団体やグループ (各種団体、自治会、企業、学校のサークルなど) で、特定の政党を支持する団体や暴力団、宗教を目的とする団体などは除く。
テ ー マ	一方的な要求や苦情などではなく、広く市民生活に関することなど、具体的なテーマを団体などで設定。
開 催 期 日	平日の午前9時から午後9時の間で時間は90分以内。
開 催 方 法	・会場の手配や準備は、主に申込団体で行う。 ・市長のほか市長が必要と認める職員が同席する。 ・懇談会の内容は、団体などの代表者からの趣旨説明、テーマについての市長説明、市民と市長との懇談を基本とする。
令和4年度実績	開催件数 0件
令和3年度実績	開催件数 0件
令和2年度実績	開催件数 0件
令和元年度実績	開催件数 2件
平成30年度実績	開催件数 3件

## (7) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。		
事業内容	・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供 ・放送局のテレビジョン放送の再送信 ・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供 ・非常災害及び緊急時の通報及び連絡 ・教育及び文化に関する情報の提供 ・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達 ・加入者相互の通信及び通話業務の提供 ・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供		
使用料	ケーブルテレビ	一般世帯 1,250円	事業所 1,780円
	インターネット	一般世帯 2,610円	事業所 4,190円

### ①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開局期日	平成17年4月1日（一部開局） 平成18年4月1日（全面開局）		
対象区域	坂本町の全域		
総事業費	873,558千円		
財源内訳	国庫補助 76,840千円、県支出金 13,622千円 地方債 552,900千円、一般財源 230,196千円		
加入者数	1,165世帯（令和5年3月末現在・ケーブルテレビ1,165世帯 インターネット323世帯）		

### ②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開局期日	平成16年4月1日		
対象区域	東陽町の全域		
総事業費	570,544千円		
財源内訳	国庫補助 190,181千円、地方債 380,300千円 一般財源 63千円		
加入者数	699世帯（令和5年3月末現在・ケーブルテレビ699世帯）		

### ③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開局期日	平成17年4月1日		
対象区域	泉町の全域		
総事業費	856,231千円		
財源内訳	国庫補助 95,101千円、地方債 713,300千円、 一般財源 47,830千円		
加入者数	644世帯（令和5年3月末現在・ケーブルテレビ644世帯）		

◎平成28年4月1日から指定管理者制度導入

◎令和5年3月31日で東陽町・泉町のインターネットサービスを終了

※民間の光ブロードバンドサービスが開始したため

## 14 市民相談等

### (1) 市民相談室

令和4年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催回数	相談件数
行政なんでも相談	行政相談委員	毎月第2・4火曜 9:00～12:00	24	15
人権・心配ごと相談	人権擁護委員	毎月第1金曜 10:00～15:00	12	2
司法書士法律相談	司法書士	毎月第2月曜 10:00～12:00	12	70
労働・社会保険労務相談	社会保険労務士	毎月第3火曜 10:00～12:00	11	14
建築相談	建築士	毎月第2木曜 13:00～15:00	11	4
税務相談	税理士	毎月第3水曜 10:00～12:00	12	27
身体障がい者相談	身体障害者相談員	毎月第3木曜 10:00～15:00	12	0
成年後見制度相談	司法書士	毎月第3金曜 10:00～12:00	12	13
遺言相談	公証人	毎月第2水曜 9:30～11:30	12	14
弁護士法律相談	弁護士	毎月第2・4金曜 10:00～16:00	24	226
消費生活相談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 9:00～19:00	243	973 (新規のみ)
婦人の悩みごと相談	婦人相談員	月曜～金曜 9:00～17:00	243	396(延べ)
児童の悩みごと相談	家庭児童相談員	月曜～金曜 9:00～17:00	243	221(延べ)
ひとり親家庭自立支援 相談	母子・父子自立支援員	月曜～金曜 9:00～17:00	243	380(延べ)
市民生活相談	市民生活相談員	月曜～金曜 9:00～15:45	243	395
入管問題相談	行政書士	2.5.8.11月の 第3火曜 13:00～15:00	4	4

### (2) 消費生活センター

名称	八代市消費生活センター		
住所	八代市松江城町1-25(八代市役所2階) 電話 0965-33-4162		
目的	消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する相談及び苦情の処理</li> <li>・消費者啓発のための講演会、講座等の開催</li> <li>・消費生活に関する情報収集及び提供</li> <li>・平成29年度より八代市・氷川町・芦北町による消費者行政広域連携</li> </ul>		
消費生活専門相談員による相談日及び相談時間	月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00      木曜日…9:00～19:00 [氷川町での出張相談] 毎月第2水曜日…10:00～17:00 [芦北町での出張相談] 毎月第4水曜日…10:00～17:00		
相談件数	973件(令和4年度新規のみ)		

## 15 国際交流

### (1) 友好都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成8年3月5日締結）

#### ① 北海市の概要

位 置 中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口（香港の西方約500km）

気 候 亜熱帯海洋性気候  
平均気温 22.9℃、平均年間降雨量 1,775 mm

人 口 約 185.3 万人（2020 年）

大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。

主要産業 電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。

特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。

特 色 1984年には中国に14ある沿海開放都市の1つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が24kmも続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。2010年11月には、中華人民共和国国務院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

#### ② 交流事業

令和4年度 1) 八代中学校と北海市外国語実験学校の生徒によるオンライン交流

令和3年度 1) 25周年記念 写真パネル展開催（北海市12月／八代市3月）

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため  
相互訪問交流は実施なし

令和2年度 1) 担当部局によるオンライン会議の実施

※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため  
相互訪問交流は実施なし

令和元年度 1) 北海市行政経済視察団受入れ

2) 北海市図書館交流団受入れ

3) 北海市青少年友好訪問団受入れ

4) 八代市青少年友好派遣団派遣

平成30年度 1) 北海市代表団受入れ

2) 北海市青少年友好訪問団受入れ

3) 八代市青少年友好派遣団派遣

4) 北海市行政経済視察団受入れ

台湾基隆市（平成30年4月19日締結）

#### ① 基隆市の概要

位 置 台湾の最北端（台北市から東方約30km）

気 候 温暖湿潤気候

平均気温 25.4℃、平均年間降雨 3,755 mm

人 口 約 36,1 万人 (2022 年)

特 色 戦前の日本が残した都市基盤を下に、軍用共用の港湾都市として発展。基隆港は台湾第2位の貨物取扱量を誇り、港周辺の整備による観光化が進められ、大型クルーズ客船等の船舶による観光客数が多い。国際的なターミナル港として発展が見込まれている。

## ② 基隆市との交流

- |        |   |
|--------|---|
| 令和4年度  | 1) 行政代表団による相互訪問<br>2) 青少年交流 (バドミントン)  |
| 令和3年度  | 1) 「八代物産展 in 基隆」開催  |
| 令和2年度  | 1) 基隆市からマスクの寄贈<br>2) オリンピックホストタウン交流事業での基隆市長からのメッセージ動画放映                                       |
| 令和元年度  | 1) 八代市民使節団派遣<br>2) 「くまもと県南フードバレーフェア IN 台湾基隆市」開催   |
| 平成30年度 | 1) 八代市・基隆市友好交流協定調印式<br>2) 基隆市答礼訪問団受入れ<br>3) 青少年交流 (バドミントン)<br>4) 「くまもと県南フードバレーフェア IN 台湾基隆市」開催 |

## (2) 「おしえて JICA 海外協力隊」出前講座

趣 旨 県内在住の JICA 海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによって、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。

対 象 市内小中学校

実 績 令和4年度 参加者：554名

(二見中学校、鏡小学校、日奈久中学校、東陽小学校、泉小・中学校、太田郷小学校、千丁小学校、八代小学校、八千把小学校)

令和3年度 参加者：473名

(二見中学校、第六中学校、東陽小学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校、泉小・中学校、八千把小学校)

令和2年度 参加者：273名

(二見中学校、第八中学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校)

令和元年度 参加者：620名

(第八中学校、郡築小学校、第五中学校、日奈久中学校、二見中学校、政小学校、昭和小学校、千丁小学校、八竜小学校)

平成30年度 参加者：424名

(文政小学校、二見中学校、植柳小学校、八竜小学校、八代小学校、八千把小学校、鏡小学校)

### (3) 多文化共生講座

#### 日本語交流サポーター養成講座

- 趣 旨 日本語教室で外国人の学びの支援者となる「日本語交流サポーター」として活動を希望される方を対象に、「やさしい日本語」や支援を行う際のポイント等を学ぶ養成講座を開催するもの。
- 対 象 市民（主に日本人、各回 20 名程度）
- 実 績 令和 4 年度 7 月 24 日、2 月 18 日（計 2 回）  
令和 3 年度 6 月 28 日、7 月 3 日、11 月 6 日（計 3 回）

#### 「やさしい日本語」講座

- 趣 旨 市民、民間団体及び市職員を対象に、日本語が不慣れな外国人市民との円滑なコミュニケーションを取る手段の一つである「やさしい日本語」を学ぶことで、市民同士の相互理解を深めるとともに行政サービスの向上を図る。
- 実 績 令和 4 年度 開催数：市民対象 2 回、受講者：25 名  
市職員対象 2 回、受講者：79 名  
令和 3 年度 開催数：関係機関対象 1 回、受講者：50 名  
令和 2 年度 開催数：市民対象 1 回、受講者：7 名\*オンライン講座  
令和元年度 開催数：市職員対象 1 回、受講者：63 名  
民間団体対象 3 回、受講者：30 名

#### 日本語教室「にはんご交流ひろば」

- 趣 旨 日本語による交流を中心とした体験型の教室を実施することで、日本人市民と外国人市民が教える・教えられるといった関係性ではなく、楽しみながら日本語を学ぶ場を提供するもの。
- 対 象 市民（日本語交流サポーター、外国人）
- 実 績 令和 4 年度 開催数：9 回  
参加者（延べ人数）：外国人 116 名、日本人 146 名  
令和 3 年度 開催数：3 回  
参加者（延べ人数）：外国人 36 名、日本人 66 名

#### 国際交流員による各種講座

##### ① 英会話講座

- 趣 旨 国際交流員を講師に生きた英会話を学ぶことで、受講生の英語コミュニケーション能力を高め、グローバル人材としての必要な資質を育成する。
- 対 象 市民・市職員
- 実 績 令和 4 年度 異文化カフェ 開催数：1 回、受講者：11 名  
市職員対象英語サロン 開催数：8 回、受講者：33 名  
令和 3 年度 異文化カフェ 開催数：3 回、受講者：31 名

令和 2 年度 市職員対象英語サロン 開催数：1 回、受講者：11 名

令和元年度 市民対象講座 開催数：5 回、受講者：25 名

② 世界の料理教室

趣 旨 各国の家庭料理づくりを通じて異文化理解を深めるとともに、日本人・外国人  
問わず市民同士の相互理解の場を創出する。

対 象 市民

実 績 令和 4 年度 2 月 26 日（場所：太田郷コミュニティセンター）

参加者：14 名

令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では  
行わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では行  
わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。

## 16 表彰

### (1) 名誉市民

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (条例制定)
目的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と榮譽を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推挙の方法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②市の施設の利用に対する便宜の供与 ③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明 ④その他市長が必要と認める特典

### (2) 市民榮譽賞表彰

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (規程制定)
趣旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に関係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その榮譽をたたえ表彰することが適当と認められるもの。
表彰の決定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民榮譽賞審議会を組織し決定する。
表彰の方法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇

### (3) 有功者表彰

施行年月日	平成 28 年 6 月 23 日 (規則制定)
表彰の基準	①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者 ②特別職の職員として同一職に満 16 年以上在職した者 ③公益のため本市に 1,000 万円以上の私財を寄附した者 ④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者 そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における市長による哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇



## 17 開発（港湾・干拓・土地開発）

### （1）港湾

（単位：千円）

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業 用地 造成事業	環境整備 事業	その他	事業費	財源内訳		
										国	県	市
H29	4,550,000	0	483,000	0	670,000	0	0	115,500	5,818,500	2,884,958	2,409,712	523,828
H30	6,740,000	0	435,600	0	120,000	0	0	52,000	7,347,600	4,135,890	2,709,840	501,870
R1	4,364,000	0	675,000	0	42,000	0	0	86,320	5,167,320	2,826,614	1,923,506	417,200
R2	4,740,000	192,000	621,000	0	182,000	0	0	58,500	5,793,500	3,063,670	2,378,905	350,925
R3	2,200,000	456,600	424,500	0	130,000	0	0	90,000	3,301,100	1,609,200	1,506,650	185,250
R4	3,350,000	0	465,000	0	100,000	0	0	0	3,915,000	2,126,475	1,543,525	245,000

（資料 熊本県港湾課）

## 八代港の海上出入貨物の推移

(単位：トン)

暦年	総 計			外 貿			内 貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
H30	526,604	4,141,890	4,668,494	257,212	1,613,423	1,870,635	269,392	2,528,467	2,797,859
R1	462,690	4,499,854	4,962,544	212,931	1,876,038	2,088,969	249,759	2,623,816	2,873,575
R2	437,881	3,583,384	4,021,265	223,834	1,527,705	1,751,539	214,047	2,055,679	2,269,726
R3	493,159	3,751,867	4,245,026	302,270	1,815,232	2,117,502	190,889	1,936,635	2,127,524
R4	477,416	3,535,752	4,013,168	221,655	1,500,945	1,722,600	255,761	2,034,807	2,290,568

(資料 熊本県港湾課、八代港管理事務所)

## 公共岸壁数

外港：5,000トン岸壁2バース、10,000トン岸壁1バース、15,000トン岸壁4バース、  
30,000トン岸壁1バース、55,000トン岸壁1バース

内港：2,000トン岸壁8バース、5,000トン岸壁2バース、1,000トン岸壁9バース 他

## 八代港の沿革

年 号	概 要
明治 5 年	蛇籠港に-1.5m物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地（専用物揚場-2m）により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	重要港湾指定（港湾法）（6月1日）
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定（不知火・有明・大傘田地区） 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成（-7.5m、-9m）
昭和 41 年	貿易港指定（関税法）（4月1日）
昭和 42 年	木材指定港（植物防疫法）
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成（-10m）
昭和 57 年	港湾計画改訂（外港地区-12m計画）
平成 4 年	外港地区岸壁（-12m）1バース目完成
平成 6 年	外国産食糧（麦）の輸入指定港（4月1日）
平成 7 年	港湾計画改訂（大島地区岸壁-14m計画等）
平成 10 年	外港地区岸壁（-12m）2バース目完成 外国産食糧（米穀）の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁（-10m）4バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い5万TEU達成（1月）
平成 17 年	港湾計画改訂（外港地区岸壁-14m計画等）
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸（興亜海運、高麗海運）
平成 19 年	-14m岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い10万TEU達成（9月） 国際コンテナ定期航路協調配船スタート（11月23日）

平成 20 年	小口混載貨物サービススタート (5 月 16 日)
年 号	概 要
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航 (4 月 25 日) 重要港湾指定 50 周年 (6 月 1 日) コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定 (8 月 3 日)
平成 25 年	外港地区岸壁 (-14m) 及び泊地完成 (3 月末) 熊本県海上保安部八代分室が八代海上保安署に格上げ (5 月 16 日) 港則法特定港指定 (全国で 86 番目の特定港化) (10 月 1 日)
平成 27 年	コンテナ取扱い 20 万 T E U 達成 (8 月)
平成 28 年	八代港貿易港指定 50 周年 (6 月) 港湾計画一部変更 (外港地区旅客船埠頭 岸壁 -12m 計画等)
平成 29 年	国際クルーズ拠点形成港湾に選定 (1 月、全国 6 港湾のうちの一つ) 国際旅客船拠点形成港湾に指定 (7 月)、新ガントリークレーン設置 (7 月)
平成 30 年	新コンテナターミナル供用開始 (4 月)
令和 2 年	国際クルーズ拠点「くまモンポート八代」完成 (3 月)
令和 3 年	県内港初となる台湾国際コンテナ定期航路就航 (1 月)
令和 4 年	八代港コンテナターミナル機能高度化 C F S 倉庫供用開始 (7 月)

海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税関支署 (昭和 38 年開所)、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所 (昭和 45 年開所)、熊本海上保安部八代海上保安署 (昭和 36 年開所、平成 25 年昇格) [いずれも八代港合同庁舎 (昭和 48 年 3 月竣工) に入居]、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所

- ②県 八代港管理事務所

主要取扱貨物

(単位：トン)

暦年	出入 区分	1 位		2 位		3 位	
		品目	数量	品目	数量	品目	数量
H30	輸出	原木	107,677	金属くず	81,425	鋼材	18,437
	輸入	木材チップ	527,116	とうもろこし	424,444	石炭	276,043
	移出	セメント	116,177	鋼材	38,751	鉄材	24,880
	移入	セメント	1,010,901	砂利・砂	364,383	動植物性製造肥	62,484
R1	輸出	原木	108,358	金属くず	37,195	鋼材	26,847
	輸入	木材チップ	624,528	とうもろこし	312,981	石炭	302,847
	移出	セメント	115,953	鋼材	41,930	化学薬品	41,584
	移入	セメント	1,025,445	金属製品	366,770	揮発油	328,210
R2	輸出	原木	114,430	金属くず	46,891	鋼材	28,716
	輸入	木材チップ	493,737	とうもろこし	398,998	石炭	215,029
	移出	セメント	92,967	化学薬品	45,695	鋼材	36,773
	移入	セメント	840,427	その他石油製品	303,116	揮発油	284,100
R3	輸出	原木	119,147	金属製品	34,267	金属くず	34,046
	輸入	木材チップ	541,252	とうもろこし	339,704	石炭	320,233
	移出	セメント	79,121	化学薬品	47,390	紙・パルプ	19,239
	移入	セメント	722,114	砂利・砂	385,640	その他石油	237,785
R4	輸出	原木	139,340	金属製品	34,140	金属くず	20,543
	輸入	木材チップ	473,967	とうもろこし	408,994	石炭	218,737
	移出	セメント	112,849	化学薬品	54,285	紙・パルプ	19,919
	移入	セメント	795,685	その他石油	322,550	揮発油	292,578

(資料 熊本県港湾課)

大型クルーズ客船寄港実績

年度	客船名及び寄港回数
H28	飛鳥Ⅱ(2)、クァンタム・オブ・ザ・シーズ(8)、マリナー・オブ・ザ・シーズ(1)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(3)、ダイヤモンド・プリンセス(1)
H29	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(29)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(19)、マリナー・オブ・ザ・シーズ(9)、ノルウェーجان・ジョイ(5)、コスタセレーナ(2)、マジスティック・プリンセス(1)、飛鳥Ⅱ(1)
H30	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(16)、コスタセレーナ(5)、ノルウェーجان・ジョイ(4)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(2)、飛鳥Ⅱ(2)、MSCスプレディダ(1)、にっぽん丸(1)
R1	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(1)、クィーン・エリザベス(1)、コスタ・ベネチア(4)、スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(3)、にっぽん丸(2)、MSCスプレディダ(3)
R2	なし
R3	にっぽん丸(1)
R4	にっぽん丸(1)、ぱしふいっくびいなす(1)

順不同、( )内の数字は寄港回数

(2)干拓事業

○藩政時代(歴史上明らかなもの)

(単位:ha)

元号(西暦)	八代地域		千丁地域		鏡地域	
	場所	面積	場所	面積	場所	面積
慶長1年(1607年)			新牟田開	89.39		
慶長2~13年			外牟田開	95.00		
寛永1年(1655年)	海士江新地	13.12	浄信寺墾田	20.00~30.00	下村新開	11.80
明暦1年	松崎新地	34.49			鏡村御開	31.00
明暦2年	明暦古閑(八千把)	39.91				
寛文8年(1668年)	寛文古閑(八千把)	48.00				
延宝	高小原新地	121.27				
元禄4年(1691年)			十町開	12.32	鏡村沖御開	30.70
元禄11年	宝永古閑	(面積不詳)				
享保4年(1707年)	北岡開(金剛)	98.00				
享保年間	宝歴古閑	(面積不詳)				
宝暦3年			手永開	41.00	北村御開	16.90
宝暦10年						
宝暦13年	揚新地(金剛)	(面積不詳)				
明和1年	敷川内新地	132.00				
明和6年	山城(松高)	(面積不詳)				
明和7年	安永古閑(八千把)	(面積不詳)				
安永9年						
寛政1年(1789年)	築添新地	16.25	新牟田十町開	14.67		
寛政4年	寛政古閑(八千把)	(面積不詳)	北村開	25.06		
寛政5年			高田手永開	41.00		
寛政6年						
寛政10年						
寛政11年						
文化1年(1804年)	添築新地(金剛)	83.30				
文化2年	三江湖添築(金剛)	88.48				
文化3年	中牟田新地(植柳)	23.80				
文化4年						
文化10年			八町開	9.99		
文化13年			三町開	3.81		
文政2年(1819年)	高島新地(松高)	206.20	七町開	8.02		
文政4年			四百町新地	228.56		
文政8年(1837年)	高下差榎鳴新地(金剛)	17.80				
天保11年	八千把二ノ丸	47.50				
天保13年	葭牟田(金剛)	105.00				
天保14年	水島新地(松高)	148.00				
天保14年	築延新地(松高)	(面積不詳)				
弘化2年(1845年)	備合新地(金剛)	52.67				
弘化2年	日奈久新地	34.68				
弘化2年	岩三新地(日奈久)	2.15				
弘化4年	小三新地(八千把)	6.57				
弘化4年	沖洲新開(植柳)	41.73				
安政1年(1854年)	北原新地(金剛)	26.78				
安政1年	蛇籠新地(植柳)	24.23				
安政2年	北牟田新地(植柳)	14.30				
安政2年	三江湖新地(金剛)	78.87	二ノ丸新地	86.47		
慶応2年(1866年)			八代新地	30.23	野崎新地	183.00

○明治以降

① 郡築新地 (事業主体：八代郡)

沿革	明治29年 6月	八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
	〃 30年 2月	八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手(日本勧業銀行より434,304円借入)
	〃 33年 7月	堤防及び潮止口地囲工事着手
	12月	松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
	〃 35年 5月	台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任せられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託(日本勧業銀行より354,000円余借入)
	〃 36年	未完成工事部分の請負契約締結
	〃 37年2月9日	潮止工事完工
	〃 37年	入植開始(37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸)(人口1,332人) (以上はいずれもその年における在入植戸数)出身地別入植戸数(大正6年)339戸(八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸)
	明治42年	熊本県令をもって郡築村と命名

築造面積 1,046.7ha  
堤防延長 5,692m  
築造費 83万円

② 明治新田 (事業主体：民間共同(坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎))

沿革	明治29年 4月	堤防築造工事起工
	〃 32年	完工

築造面積 258.8ha (うち耕地230ha)  
築造費 210万円  
入植者 10人、他は地元増反者

③ 県営南新地 (事業主体：熊本県)

沿革	大正 8年12月	工事請負契約締結
	〃 9年 3月	起工
	〃 11年12月	潮止口決壊
	〃 12年 3月	大鞆川筋堤防決壊
	〃 14年 6月	完工
	〃 15年 3月	197haの整地を終え、第1回目70戸入植
	昭和 2年 5月	第2回目85戸入植

築造面積 570.45ha (この外、同時施工の北新地(文政村)637.00ha)  
築造費 598万円(北新地施工分含む)

④ 金剛干拓 (事業主体：国)

沿革	昭和18年 8月	農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
	〃 22年 9月	農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
	〃 32年 3月	開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、営農開拓開始
	〃 33年 3月	工事完工

築造面積 420ha (うち耕地315ha)  
堤防延長 7,470m  
築造費 6億7,136万円

土地配分  
a 入植者168戸、268.8ha(1戸当たり1.6ha)、出身地別内訳〔熊本県141戸(八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4)、長野県20戸、鹿児島県7戸]  
b 地元増反187戸、46.2ha(1戸0.03~0.4ha)

- ⑤ 八代港干拓 (事業主体：国(工事は熊本県において代行))
- 沿 革 昭和21年 農林省において農業用干拓地として事業計画策定  
 // 22年 4月 工事着手 (24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降)  
 // 40年10月 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収 (面積255.02ha)  
 // 40年 工事完了
- 築造面積 253.18ha  
 堤防延長 3,669.2m  
 工業用地造成事業 (熊本県施工)
- 面 積 216.6ha (工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha)  
 同上工区別面積 第1工区70.2ha(埋立、分譲完了)、第2工区60.7ha(埋立、分譲完了)、第3工区85.7ha(埋立、分譲完了)
- 石油配分基地 14.92ha (昭和41年12月基地建設)  
 進出企業 8社
- ⑥ 芦北干拓 (事業主体：国(営)(工事は熊本県が代行))
- 沿 革 昭和22年 面積179.8ha(日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6)の干拓を目的にして日奈久工区より着手  
 // 26年 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は廃工に計画変更  
 // 40年 基本工事完了  
 // 41年 県施行による付帯事業 (道路用排水路、その他) 完成  
 // 42年10月 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha(0.055ha～7戸、0.5ha～26戸)非補助入植 (漁業補償) 60戸、8.4ha (1戸当たり0.14ha)
- 築造面積 33.03ha (うち耕地25.25ha)  
 堤防延長 1,994m  
 築 造 費 2億7,236万円
- ⑦ 日奈久地先埋立 (昭和55年～平成3年)
- 面 積 23.76ha  
 用 途 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地
- 概算総事業費 40億8,300万円 (内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円)
- ⑧ 鏡地域
- 大正15年 (1926年) 県営北新地 637.00ha

### (3) 八代市土地開発公社

- 設 立 昭和49年3月30日 [従来の財団法人八代市開発公社(昭和45年9月1日設立)を組織変更]
- 目 的 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため
- 設立団体 八代市
- 資本財産 300万円
- 組 織 ①理事会  
 【解散同意時 (令和4年2月7日現在)】  
 理事長 1名 副理事長 1名 常務理事 1名 理事 12名 監事 1名  
 【令和4年4月1日現在】  
 理事長 1名 副理事長 1名 常務理事 1名 理事 2名 監事 1名
- ②事務局  
 【令和4年4月1日現在】  
 事務局長 1名 事務局 4名
- 業 務 ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。  
 ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地  
 イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地  
 ウ 公営企業の用に供する土地  
 エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

- オ 観光施設事業の用に供する土地  
 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。
- ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
- ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 主な事業

#### ①用地取得（買収）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取得17区画

#### ②土地造成

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	工期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63. 6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H 3. 3.19～H 3. 6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H 3. 2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H 3. 6.29～H 3. 9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H 4.10.21～H 5. 2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H 9. 1. 6～H 9. 3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H 8.12. 8～H 9. 3.24	



## ③用地処分（売却）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	処分先	摘要
H2 ～ H3	麦島線道路用地	1,589.81	56,259	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	政府管掌健康保険熊本保健センター 「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
H4 ～ H19	日奈久地先埋立事業	228,116.75	3,838,024	建設省市 八代市	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H21	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H17 ～ H29	有佐駅西側宅地整備事業	6,872.51	125,553	個人	全24区画 所有権移転

## ④現 状

平成17年8月1日、1市2町3村による市町村合併に伴い、旧鏡町（平成6年10月28日設10月28日設立）の土地開発公社は解散し、保有地である有佐分譲地は新八代市の八代市土地開発公社が引き継いだ。

引き継いだ後の有佐分譲地も平成29年度に完売し、設定してあった『買戻し特約』の解除手続きも令和3年2月末に完了し、令和4年3月末現在で保有する土地や有形固定資産、債権等もなく、活動資金として約2千万円（資本金含む）を保有している。

## ⑤解 散 令和4年5月23日

土地開発公社の設立以来、公共用地の先行取得を行うことで、年々上昇する地価への影響を抑えるなど、公共事業の推進を担ってきたが、バブル経済崩壊以降、全国的に都市部を除き、土地価格の下落、横ばいの傾向が続き、先行取得の必要性が低下した。また、当公社において、平成17年度を最後に土地取得の実績が無く、先行取得の予定がないことから、令和4年2月7日の公社理事会において解散の同意を得て、令和4年3月市議会において解散議決を経た後、熊本県知事の認可を受け、令和4年5月23日に解散した。

## ⑥清算結了 令和4年11月4日

解散後は熊本県知事に清算人の届出を行い、3回の官報公告を行い、また令和4年7月13日の第1回清算人会にて公社解散時までの決算を認定した。その後、債権の申出がなかったことを受け、残余財産（20,603,780円）の八代市への帰属等の清算手続きを進め、令和4年11月4日の第2回清算人会において、清算の結了が承認された。また、清算結了の登記及び熊本県知事へ清算結了の届出を行い手続きが完了した。

## ⑦清算人会

【解散認可時（令和4年5月23日現在）】

清算人5名 監事1名

⑧解散から清算終了

日付	土地開発公社	八代市（用地課）
R4. 2. 7	公社理事会（解散同意）	
R4. 2. 28		市議会へ公社解散議案提出
R4. 3. 18		市議会解散議案可決
R4. 4. 21	公社理事会（清算人選任）	
R4. 5. 11		県知事へ解散認可申請
R4. 5. 23		県知事解散認可
R4. 5. 27		県知事解散認可書受領
R4. 5. 31	法務局へ解散・清算人登記申請	
R4. 6. 8	法務局解散・清算人登記完了	
	県官報販売所へ官報公告掲載申込	
	県知事へ清算人就任の届出	
R4. 6. 27	官報公告掲載（第1回）	
R4. 6. 28	令和4年度事業決算報告監査	
R4. 6. 29	官報公告掲載（第2回）	
R4. 7. 1	官報公告掲載（第3回）	
R4. 7. 6	官報公告掲載料支払（振込）	
R4. 7. 13	公社第1回清算人会（令和4年度決算報告）	
R4. 8. 27	公告期間満了（債権申出なし）	
R4. 10. 20	現務を終了し、市へ残余財産引渡し	残余財産の帰属(20,603,780円)
R4. 11. 4	決算報告書監査	
R4. 11. 4	公社第2回清算人会（清算報告・清算終了）	
R4. 11. 7	法務局へ清算終了登記申請	
R4. 11. 14	県知事へ清算終了届出	
	八代市へ清算終了の報告	
R4. 11. 16	県課税課へ法人異動届提出	
R4. 11. 25		市長へ清算終了報告
R4. 11. 28		12月議会へ清算終了報告書提出

# 18 広域行政

## (1) 八代広域行政事務組合

### ①構成団体

八代市、氷川町（1市1町）

### ②共同処理事務

ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理をく。）に関すること。

イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務

a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務

b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

### ③組織機構 75ページ参照

### ④議会の組織

議員定数 10人

選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）

任期 関係市町議会議員として在任する期間

### ⑤執行機関の組織

ア 管理者及び副管理者

関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。

イ 会計管理者

管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

ウ 監査委員

管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。その任期は組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

### ⑥職員現数 消防職員 240人

### ⑦組織の概要（R4.4.1現在） 消防本部（167ページ参照）

### ⑧経費の負担割合

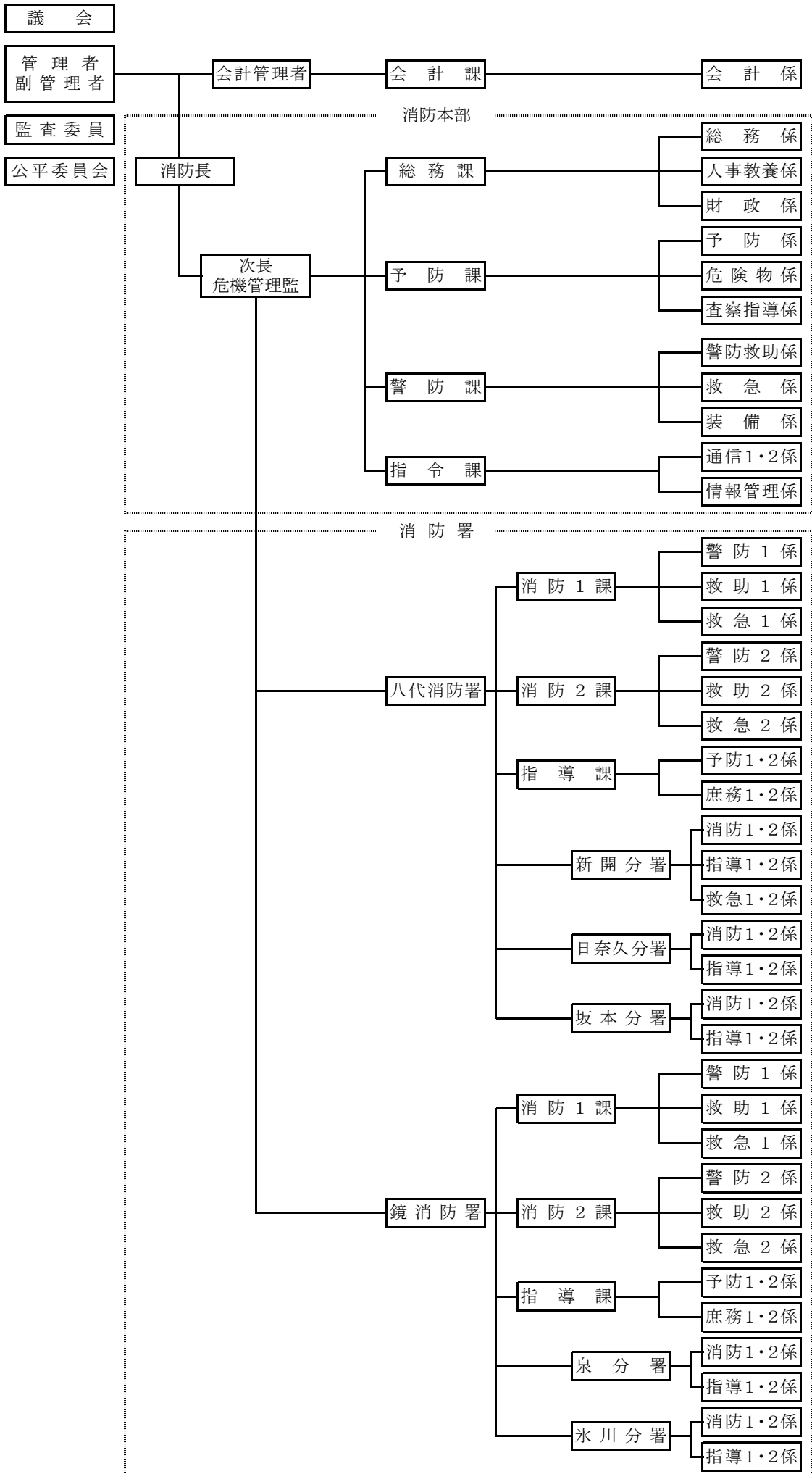
区分	第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1 経常費	(1) 地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2 建設事業費	(1) 組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費については八代市が負担する。	
3 その他	(1) 1及び2に定めるもののほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

令和5年度(2023年度)予算額(当初)2,891,600千円

うち八代市負担分2,393,093千円

【八代広域行政事務組合の機構図】

令和5年4月1日現在



## (2) 氷川町及び八代市中学校組合

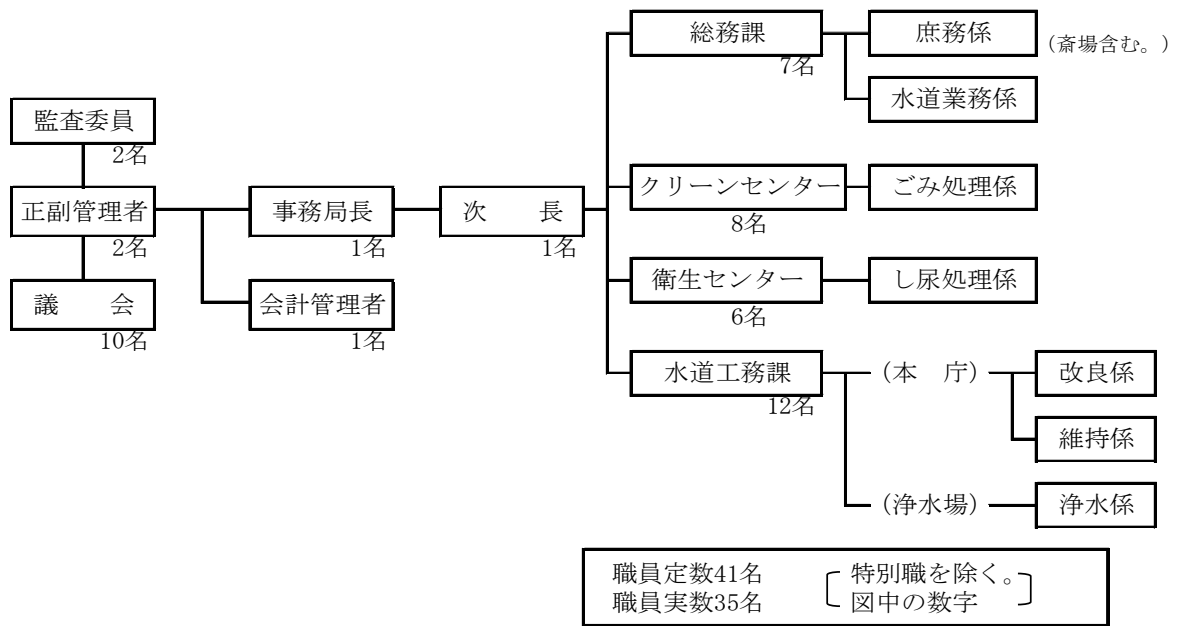
設立	昭和 36 年 3 月 1 日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和 50 年 10 月 28 日より施行)(市議会の議決は同年 6 月 21 日)
構成団体 組合の事務	八代市、氷川町 組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く。)を管理し、及び執行する。
議会の組織 選挙方法	議員定数 8 人 関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市 4 人、氷川町 4 人)
執行機関の組織	管理者・副管理者 各 1 人置き、関係市町長の互選による選任。任期は当該市町長として在任する期間 会計管理者 管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの 監査委員 氷川町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の議員の中から選任(任期は組合議員の任期)
経費の負担割合	関係市町の生徒数(5 月 1 日現在)をもって按分 生徒数 117 人(八代市 1 人、氷川町 116 人) 学級数 4 学級 職員数 29 人 (校長 1 人、教頭 1 人、事務長 1 人、教諭 12 人、養護教諭 1 人、栄養教諭 1 人、指導教諭 1 人、事務職員 2 人、給食調理員 3 人、図書司書 1 人、庁務手 1 人、講師 3 人、特別支援教育支援員 1 人)
	令和 5 年度予算額(当初) 77,744 千円(うち八代市負担分 661 千円)

(3) 八代生活環境事務組合

構成団体	八代市、氷川町（1市1町）		
共同処理事務	上水道事業(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)適用事業)に関する事務（八代市にあつては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。） じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、管理運営に関する事務のうちごみ処理に関する事務を除く事務であつて、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)		
組織機構	組織図 81 ページ参照		
議会の組織	議員定数	10 人	
	選出方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選出 (八代市 7 人、氷川町 3 人)	
	任期	関係市町の議会の議員として在任する期間	
執行機関の組織	管理者及び副管理者	関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。	
	会計管理者	管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。	
	監査委員	管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から 1 人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から 1 人を、それぞれ選任。 その任期は、組合議員の中から選任される者にあつては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とする。	
職員現数	35 人		
経費の負担割合	上水道事業	毎年度組合の議会の議決を経て予算で定める。 (昭和 63 年度以降徴収していない。)	
	じん芥処理	国勢調査人口割	50%
		ごみ搬入量割	50%
	し尿処理費	共通経費割	20% (八代市 7 分の 5、氷川町 7 分の 2)
		国勢調査人口割	30%
		し尿搬入量割	50%
	火葬場	共通経費割	30% (八代市 6 分の 4、氷川町 6 分の 2)
		国勢調査人口割	70%
	令和 5 年度一般会計予算額 (当初)	416,097 千円	
		うち、八代市負担分	174,798 千円
		じん芥	63,648 千円
		し尿	87,743 千円
		火葬場	23,407 千円

【八代生活環境事務組合行政組織図】

令和5年4月1日 現在



○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日	事業創設認可	昭和43年11月25日	供用開始	昭和48年6月1日
地方公営企業法適用年月日	昭和44年4月1日 (全部適用)			
現在給水人口	16,981人 (八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町)			
同戸数	7,193戸 (同上)			
普及率	72.60% (対給水区域内人口比) (同上)			
施設				
水源地	氷川ダム 取水能力 (1日) 10,500m <sup>3</sup> (八代生活環境事務組合全域)			
導水管	調圧水槽～浄水場入口：φ700～φ600mm、DCIP管、総延長L=6,159m			
椎屋浄水場 (八代市東陽町大字北)				
着水井	36m <sup>3</sup> φ300電動ハタフライ弁 (流量調整弁) φ300電動仕切り弁 (自動開閉弁)			
薬品混和池	縦型フラッシュミキサー 0.75KW、40R/min、1基、22m <sup>3</sup>			
フロック形成池	縦型フロキュレーター 0.4KW、4R/min、2基 2池 286m <sup>3</sup> 縦型フロキュレーター 0.4KW、6R/min、2基			
沈殿池	横流式傾斜板、気圧式自動排泥装置 (スカッシャー) 2池 1,750m <sup>3</sup>			
急速ろ過池	2層ろ過 (砂、アンソライト)、自動洗浄方式 ろ過面積 12.5m <sup>2</sup> /池、10池			
第1浄水池	2池 491m <sup>3</sup>			
第2浄水池	1池 800m <sup>3</sup>			
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ (前塩、後塩) 3基 ホリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基 粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基			
自家発電装置	100KVA、220V、1基			
泉町送水ポンプ施設	φ50*89m*0.42m <sup>3</sup> /m*11KW 2台			
送水管	浄水池～配水池：φ400mm、塗覆装鋼管、L=6,790m φ200mm、DCIP管、L=1,774m φ400mm、DCIP管、L=611m			
配水池	・東段配水池 RC造 2池 3,600m <sup>3</sup> ・野津配水池 PC造 1池 3,000m <sup>3</sup> ・第3配水池 PC造 1池 5,000m <sup>3</sup>			
配水管	φ50～φ450mm、総延長L=231,854m			





## 事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

（単位：千円）

事 項		年 度	H30	R1	R2	R3	R4		
給	水	人 口	(人)	26,233	25,689	25,467	25,347	24,887	
普 及 率	( 対 給 水 区 域 人 口 )	(%)	72.70	72.14	72.14	73.03	72.15		
総	配	水	量	( $\text{m}^3$ )	3,480,246	3,432,940	3,432,153	3,386,578	3,285,041
一 日 最 大	配	水	量	( $\text{m}^3$ )	10,445	10,417	10,446	10,827	11,283
有	収	水	量	( $\text{m}^3$ )	3,145,871	3,106,301	3,118,464	3,101,513	3,005,507
有	収	率	(%)	90.39	90.49	90.86	91.58	91.49	
導 ・ 送 ・ 配	水	管	延 長	(m)	243,498	244,446	245,226	246,221	247,188
職	員	数	(人)	12	11	12	12	12	
収 益 的 支	1. 営 業 収 益			406,031	401,841	425,716	406,315	425,038	
	うち (1) 給 水 収 益			391,790	390,709	389,152	391,845	400,616	
	(2) 受 託 工 事 収 益			12,293	10,038	34,668	12,889	22,205	
	2. 営 業 外 収 益			4,651	6,081	5,999	6,068	6,089	
	3. 特 別 利 益			0	0	0	0	0	
	総 収 益	(A)		410,682	407,922	431,715	412,383	431,127	
	1. 営 業 費 用			358,865	359,194	391,318	353,084	378,320	
	うち (1) 人 件 費			72,496	68,276	70,916	62,593	61,565	
	(2) 経 費			190,629	193,794	216,529	185,238	210,662	
	(3) 減 価 償 却 費			95,740	97,124	103,873	105,253	106,093	
2. 営 業 外 費 用			8,045	7,531	9,550	5,985	7,706		
3. 特 別 損 失			0	18	17	23	935		
総 費 用	(B)		366,910	366,743	400,885	359,092	386,961		
当年度純利益(損失)	(A)-(B)	(C)	43,772	41,179	30,830	53,291	44,166		
当年度未処分利益剰余金		(D)	108,533	90,770	60,749	98,626	176,932		
(未処理欠損金)									
利益剰余金	減債積立金等処分額	(E)	39,761	24,591	4,919	20,335	107,766		
年度末積立金残高	(F)	209,210	228,391	264,652	275,147	220,672			
翌年度繰越利益剰余金	(G)	64,761	49,591	29,919	45,335	132,766			
(累計欠損金)									
資 本 的 支	(1) 企 業 債	(イ)	0	0	0	0	0		
	(2) 固定資産売却代金		0	0	0	0	0		
	(3) そ の 他		53,132	25,761	1,584	825	1,012		
	収 入 計	(H)	53,132	25,761	1,584	825	1,012		
	(1) 建 設 改 良 費		172,539	130,903	90,608	106,618	203,422		
	(2) 企 業 債 償 還 金	(ロ)	22,748	23,117	23,493	23,874	24,263		
	(3) そ の 他		0	0	0	0	0		
	支 出 計	(I)	195,287	154,020	114,101	130,492	227,685		
	差 引 き 計	(H)-(I)	△ 142,155	△ 128,259	△ 112,517	△ 129,667	△ 226,673		
	流 動 資 産	(J)	367,547	319,103	349,495	429,255	469,131		
流 動 負 債	(K)	108,973	44,316	49,179	96,370	200,317			
不 良 債 務	(K)-(J)	—	—	—	—	—			
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ)	(ハ)	474,988	451,871	428,380	404,506	380,243			
減 価 償 却 累 計 額		2,118,874	2,168,719	2,243,551	2,343,377	2,442,276			

○じん芥処理施設・八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町椿 313 番地 1）

竣 工	平成 11 年 3 月		
施 工 者	株式会社 川崎技研		
ごみ処理施設			
炉 形 式	機械化バッチ焼却式燃焼炉		
処理能力	22 t / 8 h × 2 炉 計 44 t / 日		
受入供給設備	ピット&クレーン方式		
燃焼設備	ストーカ式焼却炉・自動燃焼制御方式		
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却式水噴射方式（完全蒸発形）		
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルター集塵方式		
排水処理設備	ごみ汚水 : 八代生活環境事務組合 衛生センター プラント排水 : 凝集沈殿ろ過処理後再循環無放流方式 生活排水 : 下水道放流		
通風設備	平衡通風方式 煙突（内筒式H=50m）		
灰出設備	焼却残渣 : 灰押出機＋灰バンカ方式 飛灰 : 薬品固化処理＋固化物バンカ方式		
不燃物資源化施設			
処理能力	9 t / 5 h		
処理対象ごみ	資源ごみ・不燃ごみ		
選別施設	7 種選別方式（可燃物、不燃物、アルミ、鉄、生ビン、カレット、不適物、危険物）		
貯留搬出設備	ホッパ方式、ヤード方式		
集じん設備	サイクロン、バグフィルター方式		
総工事費	3, 413, 617 千円		
財源内訳	国庫補助	282, 997 千円	地方債 2, 851, 400 千円
	一般財源	279, 220 千円	
工事費内訳	総工事費	3, 413, 617 千円	
	本体工事	3, 052, 665 千円	整備計画・工事管理費 62, 791 千円
	用地取得費	200, 145 千円	用地造成・周辺整備費 80, 826 千円
	設計・工事管理費	17, 190 千円	
職 員 数	8 名、委託 5 名		

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町椿 353 番地 1）

工 期	着工	平成 16 年 7 月	竣工	平成 18 年 1 月
施 工 者	株式会社 鴻池組			
対象事業実施区域面積	13, 500 m <sup>2</sup>			
埋立用地面積	13, 020 m <sup>2</sup> （内埋立面積 5, 499 m <sup>2</sup> ）			
最終処分場埋立地				
埋立形式	一般廃棄物最終処分場			
埋立容量	約 19, 032 m <sup>3</sup>			
埋立期間	約 10 年間			
埋 立 物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣			
浸出水処理施設				
処理能力	25 m <sup>3</sup> /日			
浸出液調整槽容量	250 m <sup>3</sup>			
処理方式	凝集沈殿処理＋逆浸透（RO）膜処理＋中和・消毒処理			
汚泥処理方式	濃縮＋蒸発乾燥			
総工事費	2, 123, 103 千円			

財源内訳	国庫補助	327,112千円	地方債	1,468,000千円
	一般財源	327,991千円		
工事費内訳	本体工事	1,753,500千円		
	調査・計画・設計	29,581千円		
	県条例環境影響調査	100,345千円		
	整備計画・実施計画	30,450千円		
	補助申請・工事管理	35,175千円		
	用地取得・払い下げ	174,052千円		

○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）  
設 置

工 期	着工	昭和 51 年 7 月	竣工	昭和 53 年 3 月
施 工 者	栗田工業株式会社			
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式（脱窒素運転）＋高度処理方式			
処理能力	60k1/日（し尿：48k1/日、浄化槽汚泥：12k1/日）			
総工事費	699,283千円			
財源内訳	国庫補助	102,300千円	県補助金	500千円
	地方債	557,300千円	一般財源	39,183千円
工事費内訳	本体工事	499,000千円	附帯工事	200,283千円

増改築等

工 期	着工	平成 4 年 7 月	竣工	平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去			
施 工 者	栗田工業株式会社			
総 工 費	138,020千円			
財源内訳	地方債	102,700千円	一般財源	35,320千円
敷地面積	8,137 m <sup>2</sup>			
職 員 数	6名・委託1名			

○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期	着工	平成 6 年 5 月 9 日	竣工	平成 7 年 3 月 10 日
施 工 者	富士建設工業株式会社			
構造及び面積	総用地面積	18,820.66 m <sup>2</sup>		
	敷地面積	3,537.25 m <sup>2</sup>		
	建築面積	1,020.35 m <sup>2</sup>		
	延床面積	838.82 m <sup>2</sup>		
	構 造	鉄筋コンクリート平屋建		
	火葬炉	大型炉 3 基		
総事業費	694,891千円			
財源内訳	地方債	618,100千円	（資金運用部資金・市町村振興資金）	
	一般財源	76,791千円		
工事費等内訳	用地・立木補償費	33,703千円		
	用地造成・進入道路工事	254,359千円		
	建築・火葬炉設備・外構工事	353,290千円		
	場内舗装工事費・その他	20,373千円		
	測量・設計・工事監理費	33,166千円		
職 員 数	委託 3名			

斎場使用料

種 別		単 位	使 用 料	
			構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円	20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円	15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円	10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円	5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円	20,000 円

# 19 市 庁 舎

## (1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所 ※	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着 工	令和元年 9月30日	-	平成 4年 6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年 3月
竣 工	令和 4年 1月17日	-	平成 5年 7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年 2月
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート、CLT	-	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m <sup>2</sup>	23,923.40	-	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m <sup>2</sup>	5,679.24	-	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m <sup>2</sup>	4,351.66	-	-	-	212.00	-
1階 m <sup>2</sup>	5,247.91	-	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m <sup>2</sup>	4,747.45	-	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m <sup>2</sup>	3,780.33	-	832.27	1,169.85	-	364.00
4階 m <sup>2</sup>	2,914.95	-	-	-	-	-
5階 m <sup>2</sup>	2,914.95	-	-	-	-	-
6階 m <sup>2</sup>	2,784.34	-	-	-	-	-
7階 m <sup>2</sup>	568.63	-	-	-	-	-
塔屋1階 m <sup>2</sup>	-	-	140.63	84.52	-	-
基本設計	株式会社久米設計	-	-	-	-	-
実施設計	株式会社久米設計	-	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	前田建設工業・和久田建設・松島建設 建設工事共同企業体	-	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	西田工業株式会社
電気設備		-	九電工・太陽建設共同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	
機械設備		-	日産・第一建設共同企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

※坂本支所はR3.3～R8.3（予定）まで仮設庁舎（リースで運用）

鉄骨造 敷地面積：1,985.24m<sup>2</sup> 建築面積：500.83m<sup>2</sup>

## (2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	16,833,251	-	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	-	-	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	459,735	-	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	13,732,630	-	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	-	-	125,145	80,560	21,054	-
機械設備	-	-	198,790	164,949	24,700	-
外構工事、付帯工事	1,407,941	-	221,763	138,381	3,000	-
備品購入	346,787	-	137,963	60,000	34,430	-
その他	886,158	-	17,247	35,176	-	-
国県支出金	-	-	-	-	-	30,000
基金繰入金	196,576	-	777,026	380,000	148,400	-
地方債	16,102,900	-	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	533,775	-	448,279	337,871	6,728	50,828

(3) 八代市庁舎内市民交流エリア

① 市民交流エリア（八代市松江城町1番25号）

工 期 着工 令和元年10月 竣工 令和4年1月

開 館 令和4年2月14日

施 設 (単位：㎡)

多目的ホール	265.49
会議室A	39.41
会議室B	48.52
会議室C	85.10
会議室D	69.55
会議室E	60.75
会議室F	41.10
合 計	609.92

使用料

施設名	使用時間区分				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	時間外 1時間当たり
多目的ホール	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円	1,500円
会議室A・B・F	1,300円	1,800円	1,800円	4,900円	450円
会議室C・D・E	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円	500円

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。
- 2 午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後6時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後0時から午後1時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後5時から午後6時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の10割増に相当する額とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホールに限るものとする。

## 令和4年度 市民交流エリア利用状況

施設	区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数				稼働率 (D/C)	入場者数
						午前	午後	夜間	合計(D)		
多目的ホール		359	95	26.5%	1,077	52	75	41	168	15.6%	8,250
会議室 A		359	30	8.4	1,077	15	22	12	49	4.5	256
会議室 B		359	35	9.7	1,077	11	21	14	46	4.3	501
会議室 C		359	114	31.8	1,077	62	68	34	164	15.2	2,711
会議室 D		359	24	6.7	1,077	10	16	8	34	3.2	571
会議室 E		359	19	5.3	1,077	7	14	4	25	2.3	228
会議室 F		359	28	7.8	1,077	15	7	7	29	2.7	250
合 計		2,513	345	13.7	7,539	172	223	120	515	6.8	12,767

## 20 坂本町復興計画

### (1) 坂本町復興計画（計画期間 令和2年度～概ね10カ年）

目的 坂本町は、令和2年7月豪雨により幹線道路や橋梁の倒壊、坂本町の中心にあった坂本支所、JR肥薩線、病院、郵便局等の生活サービスの拠点や球磨川本流支流沿岸を中心に甚大な被害を受けた。

この計画は、生活の再建に向けて被災した住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、被災した住民とともに、災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け「創造的復興」を進めていくことを目的としている。

基本理念 みんなで取り戻す 生き生き笑顔のさかもと  
～ひとりも取り残さない 安心なまちづくり～  
～次世代へつなぐ 安全なまちづくり～  
～みんなで取り組む 持続可能なまちづくり～

基本目標 基本理念の実現に向けて、「くらし・コミュニティ」の再生と「産業・経済」の再生を両輪として取り組みを進め、「社会基盤・防災」の再生で下支えることにより、地域の復興を着実に推進することを目指す。

### (2) 坂本町復興まちづくり計画（計画期間 令和3年度～概ね5カ年）

目的 令和2年度に策定した「坂本町復興計画」に基づき、国や県、関係機関と連携しながら地域振興につながる創造的復興を推し進めている。地域ごとの課題や思いを踏まえながら、各地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めることで、坂本町全体の地域振興につなげることが大変重要である。また、被災された方々をはじめとする住まいの再建や坂本支所等の再建、避難先の確保等は喫緊の課題であり、より具体的な検討を行う必要があることから、地域住民と一緒に、坂本町の日も早い復興を推進することを目的として本計画を策定。

計画の構成 (1) 地区別復興まちづくり計画

旧小学校8校区において復興へ向けた地域振興のアイデア等を盛り込んだ計画を策定

(2) 復興まちづくりを支える主な取組

①災害公営住宅の整備

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、坂本町内に災害公営住宅を整備

②坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成

利便性の高いまち機能を集約し、賑わい再生を目指す

③避難先の確保や新たな防災拠点の整備

身近な避難先の確保や令和2年7月豪雨の経験から、球磨川の右岸・左岸それぞれに「防災拠点」を確保